

山浦 元 孫

12. 26付にて 赤牛紙とカレの紙 ありたくは 4よりした

河村先生の 最新報利訳を 室内でかや 竹中先生に とせしめたり。 及び

たかて 169の 博覧の 大子と 同題にて 思ひて ありす。

シリーズとして 2冊目の 12冊目に あり 表現集・経書 ありと あり  
ましたので、2冊 お送りします。(概念集-Iの訂正リスト 2冊目を 同封します。)

赤牛紙にて 紙の 身体を 二とせし 取して 下より ありたくは 二とせす

意識の 面にて、 主たる 死を 二とせし 幼童と 二とせす 多く あり

あり、 二とせすは、 二とせす 二とせす、 死を (も 二とせす、 二の 世に あり

った 未字や、 二とせすの、 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの

二とせすの 二とせすの、 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの

二とせすの 二とせすの、 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの

二とせすの 二とせすの、 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの

二とせすの 二とせすの、 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの

二とせすの 二とせすの、 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの

二とせすの 二とせすの、 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの 二とせすの

89. 1. 12 松 下 昇

コケヨ ケ-35 20x20

今日 → [1月下旬] 3月中旬に東京へ行くので、略図をかいて下しおけ、  
町内には入りませぬ。 同時代建築研究会

松下昇平様

十三三

同封した朝日新聞のナマヤカを、しり、まてとせ。

昨年（十三）朝日の深夜訂正を見ながら、50分間の自己点検を一日朝まで  
試みた。その結果、（十三）朝日新聞の訂正は、松下さんには、いそいそとせつて、朝日も  
訂正する事を全権一任、時々起す。居眠りをする。新年を迎えたが、  
三つ子と魂、ワタと心、あつせ代々の命をいふ。

十三日

表紙（巻）と松島集上訂正リスト、各二部。そのうち、手紙がとうとう  
り申した。幸甚、福文と修士福文は、松下さん、お宅に伺ったと、評して  
せつて下さい。今かくお願ひします。というは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、  
私、年外もあつて、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、  
年のなか、起す。松下さん、お宅に伺ったと、評して、そのお宅へ行く  
も、ソコ、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、  
革命を志した、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、  
革命を志した、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、

No.1

とまぬ。一九二〇。五一。一回、何れ、松下さんの問題、起す。新しい、（宣）宣人はいは、  
る年、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、

一十一日、河村さんと、并漫団会議に臨みました。激論を予定して、  
が、人使りのたまり、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、  
云々下、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、  
判決文に引ひきかゝる。四六二二二大法廷判決は、（宣）宣人はいは、  
菱根脂の件、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、  
判決は、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、

No.2

敗訴は平忍されたこととは云え、河村さんには、（宣）宣人はいは、  
左遷の話が、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、（宣）宣人はいは、

と、ほんかきつたところすが、困職で給料が入らぬ云々といは無い、といふ程りない  
論法で、今、説得しようとする。糖尿痛の悪化は、血糖値の上昇、血圧  
が進行。近く入院の手筈です。字履のたまたも、あつとどまり、ついで、あつと  
松下さんから、電話で一喜、あつとどまり、ついで、あつとどまり、ついで、あつと

三月中旬の、散歩。いづれおひさしくなるといふ。といふ程り、大学前直後  
一度岡の寺を散歩した。金魚池の側をみる。鉄柵をせむ。松下さんに見えりた  
たまたまいふ。四月まつに散歩する話もありました。新宿から小田急線  
約一時間の余り、東海大学前駅下車。徒歩十分。五号館三階。理学部動物  
研究室見学。T&E. 0463-58-1211 (内) 3704)。予、由三 (0462-52  
-8647) へ、散歩行く。古く、狭い田舎ですが、豆林油のくさる。(行くと  
も、たつと出来ませぬ。いはいえの、アルミ磁石の飲料、丁、B、四三、四三、三、四、ハ、と

名義理事

お暇なれ、いませ。学生時代、実験室の真鍮管をくすねて、アテ、作りに、  
いって、オホオ、マア、時代の名残、いませ。用は、小田急線、厚木駅、下車、徒  
歩、三分です。その後は、汗打る、健康も回復、いませと思ひます。

竹中さんには、ほんかきつたお世話に、うりませ。高裁証言、某を、話せ、  
ながら、竹中さんや、教務に、参加、した、おと、えん、う、ま、ま、いませ。くさる  
小田急線、あつとどまり、ついで、あつとどまり、ついで、あつとどまり、ついで、あつと

一九八九・一一一七 山本 元

追伸、最高裁判決、通知は、教職連絡会、メンバーに、送りました。お  
き、内、えん、う、ま、ま、いませ。一、一、二、に、汗、打、る、た、話、し、ませ。  
転居先不明

山浦 元 様

先日のTel. を読んでいただきまして。

1 2月13日(月)の夕方、山浦様への三ヶ月前からのメール、という

ことにはしてまいりましたが、これは昨日(日)の午後3~5時に到着

という時に大変遅くしてしまいました。(到着後、既読、Tel. して)

この日は泊りがつたので翌13日(月)に東海大へ行き、午後の

午後に、というメールをいただきました。ただし、13日には山浦

(中) さん、試験監督とのことですから、私のメールは町内等

の要更にはならない場合に、という旨で行った。(私の場合、東海大まで

一泊に出かけ、あとは研究室で寝たことなど、という程度で十分です。)

もし最初のメールの方が、ご都合の悪いのであれば、私の場合、午後に

メールをスプルーしていただければ、ご自由に判断下さい。

2 全く勝手なお願いですが、もし金事を出していただいた場合、客次聖諭

風に、お茶と少しの野菜という水準で十分です。とくにこのあたりで

お茶にはお茶を添えて下さい。(お茶は、お茶の肉は食べない原則は実行

していることとあります。魚貝類は少しずつ食べてはいます。)

善徳さん

酒類は0.05%未満、お茶は1.5%以内、お茶は? 禁欲主義者という

お茶には全くないのですが、念のため、お茶は飲まなくてかまいません。

3. 河村文子と「痛文子」の死 2.14に出席された山浦（若山）  
ヤジニと云合せて、認しておきますが、  
場合を区別して

捏造を認めず、三好四郎の妻ニハ行きつらに肉連して、竹中の人  
ノトを おかししてゐます。裁判終了後、送して一応、くことにして一応  
ので、2.14にもつてきて下したは、私ハ、竹中の人にとつて

（河村文子に知るか、2.13夜には山浦の人  
おなじ 2.13には予定してゐますが、入院の可能性を、遠慮して  
山浦の人の方で連絡がつかない、と云つておつて下すと、即かります。）

4. 以前（一昨年？）河村文子に、尋問問題についての短一筆紙を  
おいた際、おまけとして紅筆として別紙を送つてゐた、と云つた。  
これは全くの非科学的な人肉で、（コピー同封）

のミを理解できずで、こゝと山浦の人から、説明して一応、さうかと  
思つてゐます。少くとも、このポリを日本の警察に送用した、と云つたハ、  
その方が長所と短所が及ぶハ、について、意見がつかない、と云つた。

5. その代、お念ひして、この20〜30年（若して同じ長年の未来）に  
話し合つて、たのむにします。

89-3-7 松下 昇

THREE-DIMENSIONAL COMPUTER CODE FOR GROUNDWATER FLOW, ADVECTION DIFFUSION AND THERMAL CONDUCTIVITY IN RADIOACTIVE WASTE DISPOSAL USING FINITE ELEMENT METHOD

RYUJI KAWAMURA

Japan Information Service, Ltd.,  
5-12, Kita-Aoyama 3-chome, Minatoku, Tokyo, Japan

INTRODUCTION

In permanent disposal of radioactive wastes, coupled analyses of groundwater flow, advection diffusion with a decay chain of radioactive materials, and thermal conductivity are important and necessary for the safety aspects. If geological conditions are complex physically and geologically, it is realistic and reasonable to perform three-dimensional analyses in safety assessment. There are many three-dimensional numerical codes in this field; e.g. analytical (AT123D), Monte-Carlo (MIG3D) and finite difference method (SWIFT), but no code using F.E.M..

METHOD of CALCULATION

In this work, three-dimensional treatment of groundwater flow and advection diffusion (PER8MIGR) or thermal conductivity (PER8TEMP) were developed by finite element method with 8-node isoparametric elements. Governing equations of groundwater flow, migration of nuclide and thermal conductivity are given as follows, respectively;

$$S \partial_t H = \nabla \cdot (k \cdot \nabla) H + Q \quad [-k_z \beta \partial_z T], \quad (1)$$

$$R \partial_t T + \theta \rho_0 C_{p0} (u \cdot \nabla) T = \nabla \cdot (K \cdot \nabla) T + W, \quad (2)$$

$$\theta K_i \partial_t C_i + \theta (u \cdot \nabla) C_i + \theta K_i \lambda_i C_i = \nabla \cdot (D \cdot \nabla) C_i + \theta K_{i-1} \lambda_{i-1} C_{i-1} + F_i \quad (3)$$

where  $u = -(k \cdot \nabla) H / \theta \quad [+k_z \beta (T - T_\infty) / \theta]$ , square brackets represent the case that natural convection of water flow exists, and

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| S: Generalized storage coefficient | , k: Hydraulic conductivity of saturated    |
| H: Total hydraulic head            | , flow                                      |
| Q: Recharge or discharge           | , u: Groundwater velocity                   |
| $\theta$ : Effective porosity      | , $\lambda_i$ : Decay constant of nuclide i |
| D: Dispersion coefficient          | , $F_i$ : Source of nuclide                 |
| $\rho$ : Rock density              | , $\rho_0$ : Water density                  |
| $C_p$ : Specific heat of rock      | , $C_{p0}$ : Specific heat of water         |
| $C_i$ : Concentration of nuclide i | , $K_i$ : Retardation of nuclide i          |

松下昇様

今日(二十五)日、銀座中央会館で、校舎新設原音田園東の落成式がありました。成石井渡士・生茂忠志先生の講話も、今後よりサリガカ話もなされました。くわしくは12日に二二村のお手紙拝見いたしました。ベネドクト都立で河村さんの入院は三月にわかれをします。某会に出かける前に河村さんに会い、次の取柄りも考えた。すかしのあごはるか。河村さんで、東海大へ行ってきたといっています。

十一日、鶴巻温泉駅(東海大前駅)の次で小田原(約30分)で松下さんに下車して居ます。三人で大学へ行く。河村さんと一泊。三時頃から松下さんの到着まで、鶴巻温泉駅で待っています。お昼よく、車で行きますが改札口を出てすぐ左手のバスターミナルに駅車に乗ります。

(小田原……東海大前——鶴巻温泉……厚木……新宿)

No.1

十日夜は油を灯して居ます。お家内は館で大歓迎です。ほんとに遠慮無用なです。冬は冬、自家製の野菜をどうするか出来なくて残念です。冬菜もに厚皮のピーチをどきどきタマリ坊です。尤も彼等は、巨大なスピカにのみ肉心を示し、多くの中をこくとワメイで、小生をガウリさせられますか。

中野時代の親友のくさって来た。越後の米を味わさくた。新潟の豊村では、自多達は無農業者の食糧か食べません。供食米を強制されたきた人々のせめこの扱の二つです。山形高島米と玄米も出ます。河村さんも夕食を共にして居ます。

十三日は二限用(十時)から、試験監督がある。九時過ぎに大のりる予定ですが、松下さんは自由な時間に午茶の方へお越しください。

十四日は河村さんも出席します。官内さんくま向さんからの連絡はまだ届いていません。

竹中さんのノートの内容、河村さんに伝えられました。高橋へおいた例も覚えておいて、十二日に送ります。

同封して下さった河村指文は、英文添削をして記憶が残りませんが、松下さんの二堂内については河村さんに答えてもらいたいと依頼しておきました。

新久宮原論「野々山話」ニテスへお送りしたと送った。お送りしたお送りになる。別添え送ります。前者は一日かかりで送り、後者は

No.2

免状よりなる書状を、世を巡るといふ調へに、テーマが多く含まれ  
ていました。私が非孝亭に居た時、市川さんの様な人は、味大には皆  
無でした。後者は、福島久留原千妙の記録です。(田中三寿さんの  
告発した、シモジウムのセブオもありました)。回覧用には、

・わがびすか、文通界の足とたカ。同居します。

以上、より書きたる失れします。十二日の午、時向寺の二部舎が全焼  
時は、夜、二連検く目ま。夜八時以後は、在室しいます。ごはお念  
し、いろいろ和をいけることを楽しんであります。

一九八〇・二・五 山浦 元

### No.3

進仰、一・二、脱原岩活利と、岩光進めが、成りました。法をの才へ、併加  
した。日まさん、も、現行大カニア(?)を、引ま、構、い、ま、さ、あ、く、ま、す、た。故  
後連検会、の、存、在、に、つ、い、て、話、を、な、さ、す、か、……  
デ、も、後、造、岩、活、利、を、男、も、等、が、睡、く、肉、が、岩、光、用、致、か、め、く、け、い、ゆ、く、先、原  
に、原、岩、に、對、する、人、々、の、あ、い、も、花、柳、の、能、感、じ、な、り、た。デ、も、中、大、ま、な、カ、コ、二、杯  
の花、を、静、閑、か、ら、運、ぶ、ま、だ、と、紅、服、姿、の、中、羊、女、校、の、道、行、く、人、達、に、一、輪、や、っ  
手、海、を、か、い、活、り、の、ゆ、り、た、の、印、を、所、で、了、た。  
翌、朝、の、新聞、報道、は、朝、日、各、日、神、奈、川、の、三、條、の、水、(三、日、)に、わ、が、情、況、が、す、

### 松下昇様

十四日にお話し  
。雑誌「望」の「隠筆」が、いつ、あり、ました。つ、い、た、に、伊、藤、久、造、稿、集、  
の、原、稿、コ、ピ、ー、も、同、封、し、ま、す。(十四日の、満、日、の、訃、から、刊、行、は、お、そ、ろ、  
遅、い、と、予、想、さ、し、今、回、の、最、高、裁、判、決、裁、判、に、か、の、ち、と、思、わ、れ、ま、す  
の、に、二、考、考、を、ま、す、に、)

・河村さんの夜間中が、追職令は、一、切、支、取、か、ぬ、と、い、う、自、東、学、院、當、局、の、  
委員、が、伝、え、こ、う、し、ま、す、た。(石、田、弁、渡、士、↓、河、村、山、山、浦、と、伝、言、。十七日)。  
ニ、日、弁、渡、団、会、議、で、詳、細、を、聞、え、論、議、す、る、予、定、に、い、ま、す、。

・松下さん、鉄、橋、子、と、見、こ、した、ま、す、た。短、い、時、向、に、お、多、く、い、ま、し、ま、す。  
く、わ、か、り、い、ら、し、ま、す。有、難、う、な、い、ま、す。今、後、い、ろ、う、生、か、さ、か、と、考、え、て、  
い、ま、す。大、著、に、よ、り、か、か、え、こ、う、る、課、題、の、改、定、形、態、も、し、べ、ん、と、思、わ、れ、ま、す。  
が、同、世、代、は、自、明、の、も、ろ、と、思、わ、れ、ま、す、。

一九八〇・二・五 山浦 元



山浦 元 様

2.13~14には、山の頂上での会議が第一で、  
早く、山のふもとから頂上までの総体について、  
感触を伝へたい。会議で第一で、  
この山浦と、山浦と、二階と、東海と、  
おと、と、支え、松と、山浦と、  
意見交換の前記を可能にしたのだ、と考へておきます。

私の予定は、日々の仕事、他に、  
大阪地裁（京大の台地空席に関する刑事事件）、  
京都地裁（前記の柳物品に関する民事事件）の準備があり、  
3.4までには河村に送付する最高裁判決裁判の文書化がある、  
と、  
2.13~14日までの総体について山浦と、  
早く、と、困難な、と、  
おと、と、

山浦との作成の、  
おと、と、  
おと、と、  
おと、と、

89.2.16 松 下 昌



山下元彦

2.14の会議でやり直された取扱通信の巻積と上巻班書訂正

リストの巻コピーをお送りします。

↓  
巻積は官内化へ送ります。

お手数ですが、河村様にもお送り下さい。以下の掲載エピソードは、

不審とも思われるので、河村様へまた巻積を改めてご送付する場合に限り、送付  
して頂くために。

新の最高裁判所裁判官(序)であり、本格的に展開したものと巻積の  
おかげの執筆集や資料集刊行過程で、というように送付して頂く。

↓  
5.16(火)か、5.18(木)に設定して下さいは?

5.17(水)の同時代建築研究会にご参加する

のご予定、河村様の入館案内や身体状況

との関連で、とくにこだわります。

2.16付

河村様の執筆と入館案内にとした2.18付の執筆へコピー

取りかきとご送付しました(2.21付の執筆も)

↓  
「核エネルギー幻想

」の幻想的序、5-11章

です。とくに最後の4行

は気に入っています。そして、

これが「気に入る」大学至る

や同水産の人々への送付もご送付

2.15の同時代建築研究会の呈送して

とご送付して頂いた、3.7に大阪地裁で

86.3.24事件(河村様通信)15)の

6ページ以降(参考F10)の証言の

2.16付

準備が完了して、次の機会にします。(本格的には、前項で「気に入る」とは、ご送付)

89.3.1

松下昇

最高裁判決批判(序)

最高裁判決は、上告代理人弁護士の上告理由  
 田に ついて は 形式的に 判断しては、本来の当事者  
 である河村氏が、支店長との討論を経て作成  
 した提出した上告書に訂しては、一顧も与えてい  
 ない。これを憲法第三二条(裁判を受ける  
 権利)の最高裁判によつて空洞化されているこ  
 との象徴であろう。たしかに 河村氏作成の上告書の内  
 容の主要なものは、代理人弁護士作成の上告  
 理由書に包括されている、ということだけはさ  
 らとして、それは、あくまで法的に審判  
 された主張としてであり、河村氏が答へた  
 るべきなら表現の基に過差なく情念や周旋性  
 の動機に及ぶものではない。代理人弁護士の  
 作成した上告理由書は、想定している限りのす  
 ぐれた出来事ばかり、高く評価はするが、  
 河村氏の表現の最高裁判によつて無視として扱  
 前記の通り、法的に 審判しては、  
 精選の除外最高形態、今回判決、  
 うたがひで確認したと云う。



を付してゐる。これは立証の爲に独断にす  
きず、前項のように、確定しうるまでの事  
実関係の二つ三番で審理されてゐる以上、  
条件として解<sup>あり、後述の判文として解</sup>件してゐるものである。

三

百歩譲つて、前項の条件を採棄し、統  
て記載されてゐる文章(最上級の文章とし  
ては、田原例に長へつて、それなりに河村氏  
の上告の如理に對したと思はれる。)

憲法第一九条(思想および良心の自  
由)にいつての判例に言及し、「その趣旨  
に徴し、上告理由は失當」としてゐる。し  
かし、この判例(回覧希望者にはコピー配

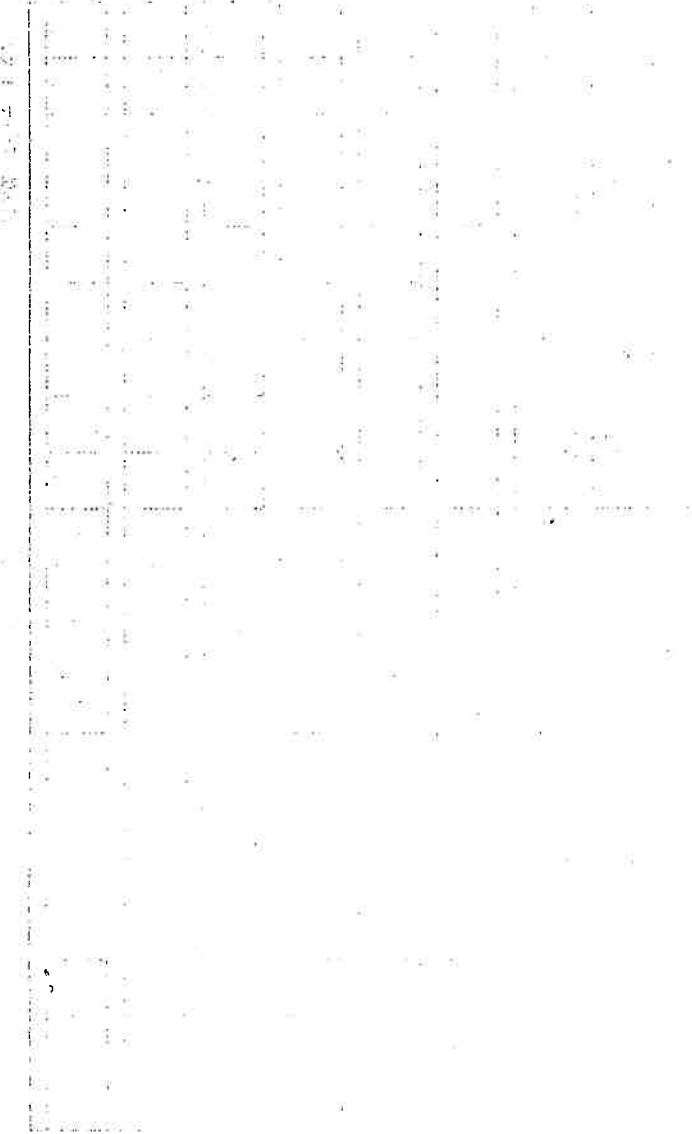
布可能)は、事實経過としても争点として  
も本件とは殆ど交差しないものであり、  
高裁が若し言及せられたに言及したにすぎない

言及した判例を變更するたぐに、河村氏のケース以上の由を  
以上のように、最高裁の判決は、最低の内  
容である。しかし、  
訂正の南條において、  
題に「<sup>河村氏の解</sup>判文の解を以て最終的に  
力をもち、河村氏の解を以て最終的に  
理由として

15744

3

河村氏の解を以て最終的に理由として



確定してしまおう、という現実に対して、私た  
 ちは浮いぬりを持続させていくべきであらう。  
 そして、自明性、裁判的に<sup>を前提条件とする所帯で</sup>対峙していき  
 には、我別過程や、それと一つおなじ過程の  
 体における私たちの<sup>「二つの手ごとのまに二つから」</sup>かかわり方の対象化と<sup>論</sup>討議  
 が必要不可欠であると考えられる。支障し、周心と  
 もうてくれた人々やたぬにも、また、私たちが  
 にとつては未知の、しかし必ず私たちのテリ  
 ーに含んであるう人々やたぬにも。

(判決文コピーをとりとった人々に追加して下さる。松平)

訂正リスト

判決に添付されてゐる上告理由の要訂正箇所をリストにしてみた。弁護人からの提出段階で山浦化から訂正の指摘がなされたが、弁護人へ伝えられたのが、伝えられたが、提出しなかった。提出したのが最高裁へ訂正し、判断する。という作業をしたが、たの、不明である。いずれにしても、周心をもち、不明な方は、自分からして、このペーパーをいし、救援通信などに転載されたものを訂正してあつた。た、もつた。字句の訂正でなく、内容の訂正もなされた。今後の目的である。

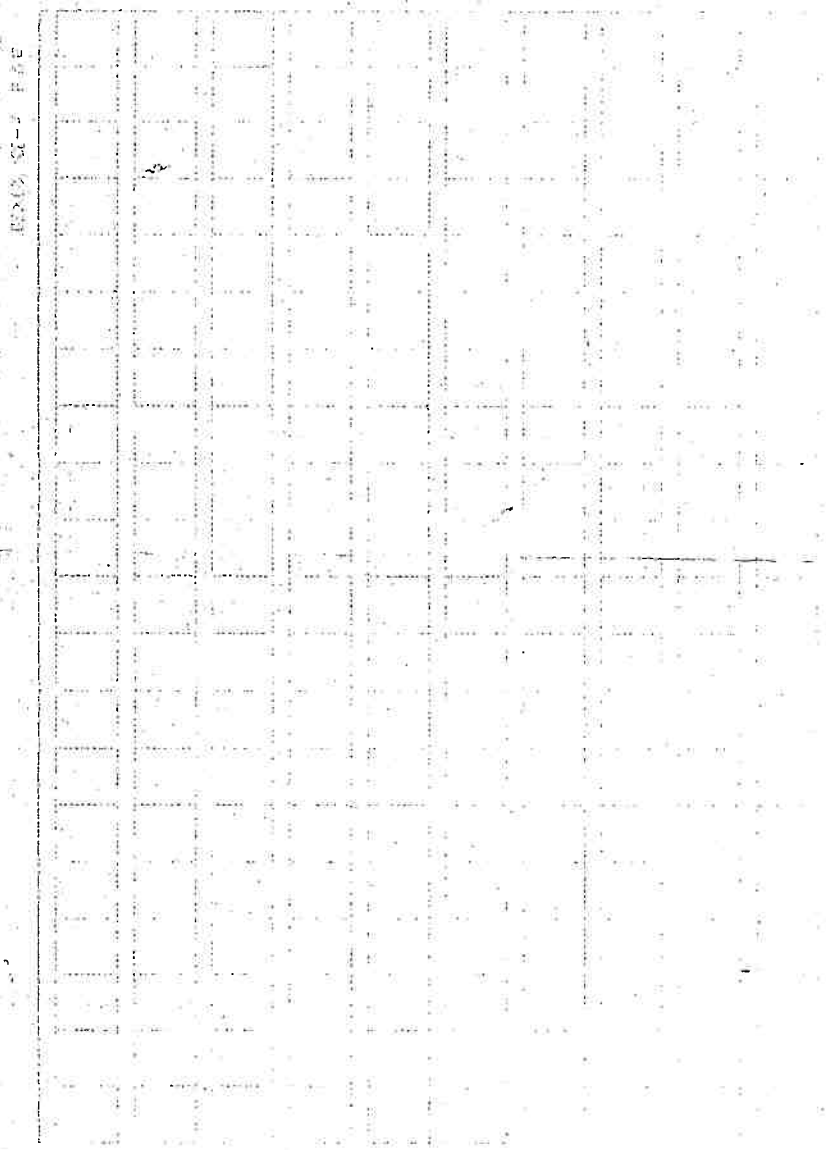
15	ペー	ジ	右	から	5	行	月	取	投	↓	取	投
14	ペー	ジ	右	から	3	行	月	訂	↓	訂	之	
9	ペー	ジ	左	から	1	行	月	な	↓	↓	より	
6	ペー	ジ	右	から	4	行	月	指	示	↓	支	持
5	ペー	ジ	左	から	7	行	月	方	入	↓	肩	入
			左	から	2	行	月	話	合	↓	話	合

注: 5行目「左から」の「左」は「右」の誤り。  
 注: 5行目「方入れ」の「方」は「肩」の誤り。  
 注: 5行目「肩入れ」の「肩」は「方」の誤り。  
 注: 5行目「話合」の「話」は「話」の誤り。

1544-1111



(2)



34	32	29	28	22	20	18	17
ペ	ペ	ペ	ペ	ペ	ペ	ペ	ペ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
右	左	左	左	左	右	左	左
か	か	か	か	か	か	か	か
ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら
1	2	5	1	5	1	5	2
行	行	行	行	行	行	行	行
目	目	目	目	目	目	目	目

「一子再理」↓「一事子再理」

「誘引」↓「誘因」

「何ら判断せ」↓「何ら判断せ」

「なごである」↓「なごである」

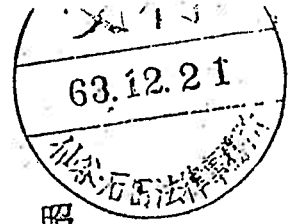
「理由」の後に「に」を「を」に入れる

「解を解する」の後の「こと」を取る

「理由」の後の「に」↓「を」

「上生るを」↓「上生るを」

(1988.12.20)



昭和六十二年(ワ)第四四二号

判 決

神奈川県厚木市戸室一二五〇番地の一

上 告 人

河 村 隆 二

右訴訟代理人弁護士

石 田 省 三 郎

近 藤 彰 子

横浜市金沢区六浦町四八三四番地一

被 上 告 人

学校法人 関 東 学 院

右代表者理事

高 野 利 治

右当事者間の東京高等裁判所昭和五八年(ホ)第三一九六号教学権確認等請求事件について、同裁判所が昭和六一年一月十六日言い渡した判決に対し、上告人から全

渡	昭和六三年
言	十二月二〇日
付	昭和六三年
交	十二月二〇日
裁判所書記官 佐藤	

部破棄を求める旨の上告の申立があつた。よつて、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人石田省三郎、同近藤彰子の上告理由第一点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件解雇が労働基準法三条に違反するものではなく、また解雇権の濫用にも当たらないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論憲法一九条違反の主張は、最高裁昭和四三年(オ)第九三二号同四八年一月一二日大法廷判決(民集二七卷一―号一五三六頁)の趣旨に徴し、失当というべきである。論旨は、採用すること

とができない。

同第二点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、被上告人が「組合員に対する処分はすべてその処分の正当なる理由を組合が認めない限り行わない」旨定める本件労働協約についてした解約の申入れが権利の濫用に当たるとはいえず、右労働協約は右解約の申入れにより昭和四八年三月三十一日限り効力を失つたものであるとし、また、右解雇等同意条項が労働協約の終了により失効した後も右条項に定められたところが個別の労働契約の内容として存続すると解する余地はないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主

文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

貞 家 克 己

裁判官

伊 藤 正 己

裁判官

安 岡 滿 彦

裁判官

坂 上 壽 夫



裁判官

裁判官

しかもこの日は、ちょうど大潮、平磯に着いたのは干潮ときだった。

春ほどは潮の引きはよくなかったが、それでも主だった岩礁のほとんどが空中に露出して、磯は歩きやすく、平穏な天候が、この磯を至極居心地の良い場所にしてくれていた。

たびたび、この磯を訪れた私にとつては、そここに見覚えのある潮だまりが現われ、潮だまりには、予期したように海藻の芽生えが始まり、アメフランが姿を現わしていた。

岩の表面を苔むしたように一面におおるのは、成長しはじめたアオサの若芽、波の打ち寄せるあたりの黒さはイワノリ。岩から海中に垂れ下がるヒジキは、若々しくまだ短かった。

千疊敷から眺める真向かいの神子元島は、海上に文字通り浮かんで見える。

この島を「海中の蟹めく岩」と形容したのは若山牧水。その歌碑も、千疊敷の小さい場所に立つ。ただ、神子元島が、なぜ「蟹」にたとえられたのか、そのこと

ころははつきりしない。

人かげの少ない近くの岩かどには海鵜が二羽、私と同じように、沖合に向かつて首を差しのべて立っているのが、何かを思い出そうとしているように見えて、多少おかしかった。

見たい海辺を眺めて帰る、ただそれだけの目的で磯を歩く、そんな日をもっと欲しい、とこのころはとくに思うのである。

## 核エネルギー幻想

山浦 元

(東海大学理学部助教授)



北海道のサロベツ原野を通ったことがある。

五味川純平原作の名画『人間の条件』のロケ地ではなかっただろうか。荒涼と

・廃棄物処理などの核エネルギーの宿命的な負性を、最初から余すところなく視野に入れた技術論に基づいてはいなかったのである。それは全国各地で行われている公聴会の在り方や、原子力産業の責任者達が洩らした発言の数々からも了解される。曰く、「原子力は必要なんだ。危険だ、安全だという議論は無駄だ」。

「緊急炉心冷却装置はアメリカの実験でことごとく失敗と言われますが、異なる原理のものを何重にも設けるから、一つ一つは実験に失敗したもので、そのうちどれかは働くでしょう」。「下請労働者を十分な教育訓練もなしに放射線下で働かせていると言われても、放射線は目に見えないんだから、被曝防止の訓練なんてできるわけないでしょう」……。幌延町の人達に伝えたいとおもう。

東京の集会でベラオ(ペラウ)の人々の痛切な訴えを聞いたことがある。太平洋のベラオ共和国では米軍の基地化やフランスの核実験、そして日本の海洋投棄に反対する運動が拡がっており、核兵器

・生物化学兵器・原子力発電のすべてを禁止する憲法を定めている。

非核三原則が事実上空文化されているうえに、憲法改悪が日程に上るうとして我が国とは対極の姿勢をもっている。わたし達は加害者なのである。過疎化されてやむを得ず汚染源を抱えこむ地域と住民、生活のために放射線に身をさらす労働者、そして大国に生存基盤を奪われつつある国々。そこに視えるのは、その場しのぎの利潤を追い求める資本と、それを支える国家権力、そしてこの両者に忠実な科学技術による人権無視の差別思想である。自然科学に携わるわたし達が一面的な物質観から限らない核エネルギーを解放しようと試みて来たのは、階級社会の冷酷な生産関係を視野に入れない短絡的な幻想ではなかったか？

もう少し踏み込んで言うと、仮に生産関係を捨象した場合でも、電源としての核エネルギーを石油の次に採る事は是非が今問われているのではないか。人為的な事故も含めて一の確率で原子炉の安全

した広野の雑草に負けまいと精一杯背伸びして顔を覗かせていた可憐な花々が印象に残っている。

この原野を望む人口四千人程の幌延町が原子力発電所から出る低レベル放射性廃棄物の処分地になるといふ。量的には今世紀末までに固体廃棄物としてドラム缶約百八十万本が累積する。このうち百万本を六百六十万平方メートルの敷地に管理貯蔵して、残りは海洋投棄が予定されている。ところが科学技術庁の昨年の予測では、地層処分と海洋投棄が技術的にめどがつくのは十数年後となっている。寿命の尽きた原子炉の解体技術は全く進んでいないし、高レベル核廃棄物の保管も同様である。最も完璧な処理が要求される分野で、この様な異常な事態が生じている理由は原子力発電の歴史を調べるとわかる。

それは原水爆という、およそ安全性とは無縁な核開発先進国の軍事技術の延長線上で進められて来たことに原因がある。端的に言えば、環境汚染・人体被曝

性が保証されたとしても、原子核から放出される莫大な熱エネルギーとそれに倍する廃熱は、このかけがえの無い有限な生態系を瞬く間に変質させてしまうであろう。この様な資源は水力などに比較しても質的により高度なものととて言えないのである。自律的な循環性のあるエネルギー開発を効率よく行えないからと言って、安易にとびつくようなエネルギー源ではないのである。ただ現体制の束の間の延命にとって都合の良い資源であったのだとわたしは考える。

僅か二十年足らずで破綻した程度の高度経済成長路線のツケを、子孫の代にまで残すべきではない。世界に類のない公害列島に身を置いているわたし達は、原子力発電がぎりぎりの必要悪だと言いつけるほど、今までの生活の在り方を自省点検して来たであらうか。

マルクスの自然哲学ふうに言えば、草花の条件なくしてわたし達人間の条件などあり得べくもない。サロベツにどんな花を咲かせるつもりなのだろうか。



神戸大元講師  
有罪が確定

昭和四十四年の大学紛争当時、学生らと共に授業や教授会を妨害した、として建造物侵入、威力業務妨害などの罪に問われた神戸市灘区赤松町一、元神戸大教養部講師松下昇被告(左)に対する上告審で、最高裁第一小法廷(大堀誠一裁判長)は十三日までに、同被告に懲役一年二月、執行猶予三年の有罪を言い渡した。二審判決を支持

上告を棄却する決定をし、通知した。

二審判決によると、松下被告は同年九月一日午前、学生ら約二十人と共に教室に入り、大学問題の討論を呼びかけるなどして、授業が行われるのを妨害した。また、同年十二月三日には、授業や試験を拒否した同被告への措置を検討する教授会を妨害するなどした。

一審は同被告に懲役一年六月、執行猶予三年を言い渡したが、二審は一審判決を破棄し、公務執行妨害など二部については、証拠不十分を理由に無罪を言い渡した。

(十)東京方面の新聞には

のりすしたか？

神戸大元講師の  
有罪が確定

神戸 159. 3. 14

最高裁上告棄却  
昭和四十四年から四十七年にかけて、神戸市灘区の神戸大教養部で起きた学生寮の運営問題などをめぐる学生と大学当局の紛争で、学生らとともに授業の妨害などをしたとして威力業務妨害、公務執行妨害などの罪に問われた神戸市灘区赤松町一ノ一、著述業で、元同大教養部講師松下昇被告(左)の上告審で、最高裁第一小法廷(大堀誠一裁判長)は十三日までに、同被告の上告棄却を決定した。  
これで同被告は二審大阪高裁判決の懲役一年二月、執行猶予三年が確定する。

神戸大紛争時の講師  
上告棄却で有罪確定

昭和四十三年から始まった神戸大紛争で、学生らとともに授業や教授会開催などを妨害したとして建造物侵入、威力業務妨害罪などに問われた

神戸市灘区赤松町一、元神戸大教養部講師、松下昇被告(左)に対する上告審で、最高裁第一小法廷(大堀誠一裁判長)は十三日までに上告を棄却した。五十六年十月の一審(神戸地裁)判決は懲役一年八月、執行猶予三年で、六十年九月の二審(大阪高裁)判決では一部無罪を認め、懲役一年二月、執行猶予三年を言い渡していた。これで二審判決が確定した。  
159. 3. 14



昭和六〇年(初)第一四七七号

決 定

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地

住居 神戸市灘区赤松町一丁目一番一号

著述業および各種アルバイト

(元国立神戸大学教養部講師)

松 下 昇

昭和一一年三月一日生

右の者に対する建造物侵入、威力業務妨害、建造物損壊、公務執行妨害、暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件について、昭和六〇年九月一〇日大阪高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は、次

のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

河村比に於ける最前判例は

「判例」の言及と逆で

是れと誤りかかっている。

弁護人小野正典の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、事

案を異にして本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であ

り、被告人本人の上告趣意は、違憲をいう点を含め、その実質は単なる法令違反、

事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全

員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成元年三月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

大堀誠一

裁判官

角田禮次郎

裁判官

大内恒夫

裁判官

佐藤哲郎

裁判官

四ツ谷巖

右は謄本である。

平成元年参月拾日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

物井昭三



## 神戸大学闘争を媒介する 裁判過程

前号以降の基本的な経過のみを記しておく。

昭和六一年一月八日付で、国選弁護人を小野正典弁護士とし、上告趣旨書提出期限を五月一〇日とする通知(第一小法廷)。

二月一七日 弁護人および被告人が最高裁へ行き、記録のうちとくに多数の写真のうち謄写分によっては不鮮明なものと、裁判所による記録総体の構成方法を確認。

三月二四日から天満警察署へ大阪拘留所に監置され、四月一三日の釈放直後の令状逮捕へ長期勾留も予想されたので、獄外の共闘者を通じて四月上旬に小野弁護人から最高裁に趣意書提出期限の延期を申請してもらおうとしたが、弁護人の拒否により宙吊り。これは五・一三の経過(註——この号三三ページ参照)と共に、批判すべきテーマの一つである。しかし、獄中で殆ど手許に記録なしに構想する場合の視点を、制約を転倒しつつ獲得しはじめ、令状逮捕へが粉碎され、へ外Vでの構想へ作成が可能になった段階の視点との複合へ複素数化に應用することができた。

五月八日の弁護人とのうち合せで、被告人から、控訴審で主張し、審理されていないテーマ群の上告審への提起を、安保闘争や大学闘争に関する公判で示されたテーマを包括し、越えていく視点から

おこなってほしいとのべたが、見解のちがいは、それぞれ次のような内容のものになっている。

### 上告趣意書(弁護人——要旨)

第一 判例および採証法または経験則違反

一 対立当事者の供述の評価

1 四・八逮捕後、時間を逆行しておこなわれた供述の政治性

2 大学側証人の信用性欠如

二 原判決の誤りと判例違反

1 学生に対するより厳しい態度を大学側が身分上同一の立場にある被告人にとった意味。

2 第一小法廷、昭和五六年一〇月二九日判決(判例時報一〇三五号一四一頁)は、国鉄動労と鉄労の対立関係の中での証言の評価について、事実の誇張や対立者への名指しの犯罪的呼ばわりはありえない、とした二審判決を批判して、慎重な判断を要求している。しかし、本件の原判決は、これに反している。

第二 事実誤認および法令違反

(六個の事件について、控訴審で判断されなかった点や、新たに考察し発見した点をいくつか提起し、職業的には一応の良心的な作業といえるが、問題は人事実性Vを現在へ未来形でとらえる方法的根拠である。——被告人の批判的註)

### 上告申立趣意書(被告人)

(弁護人によつて被告人の提起にもかかわらず採用されなかったテ

「マのみを記すと次のようになる。」

(一) 公訴棄却を主張する十数年の過程。大学闘争の本質。

(二) 最高裁判例（水俣病や御秩法）のかすかな揺らぎを拡大させる方向。戦後の全司法構造の批判。

(三) 併合の必然（松下に関する全事件）。その永続性。

(四) 大学による証拠の留置の現代的意味。

(五) 一、二審が被告人の主張を審理しえないままの問題群と情況的位相。

(六) これらをつまえて一、二審判決の各事実性把握の誤り。

弁護人の趣意書との決定的な差異は明白であろう。さらに重要な

のは、被告人は、現在の一、二、三審の裁判制度による「神戸」大

学闘争の審理不可能性を、前記のテーマ群審理の前提として提起し

ていることである。部分的に引用すると、申立人が

「α—二審判決の無罪部分を含め、全ての事実について有罪を証

明する証拠を提出し、証言する。

β—公訴されてはいないが、密接に関連する事実について公訴

を自明として証拠を提出し、証言する。

γ—申立人の法的利益など問題ではなく、全ての人のにとっての

真実の追求、申立人の責任の対象化が必要である。

と主張した場合、この主張に対し、最高裁は口頭弁論を開くであ

らうか。できなければ解体をさらすことになる。〔…〕

(申立人は) 審問状況を創出し、参加しつつ、あらゆる幻想性構造

の関係性の基底を变革しようと試みている。あえていえば、これ

こそが最大の「罪」であり、裁けるなら、これをこそ裁くべきで

ある。」

前記と同一日付の「五・一〇」付で、松下を含む仮装被告団から、

上告審理の前提に関する申立書。

ここでは、趣意書で示唆している審問法廷へ最高裁の参加要請を

しており、一ヵ月以内に応答がない場合の忌避を予告している。

六月一日、忌避申立書。

六月十九日、却下決定（第一小法廷、高島、谷口、角田、大内、佐藤）。

訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかとする。

六月二十二日、異議申立書

前記決定の立証なき理由づけを批判しつつ、もし例外的に、最高

裁が、カフカの「訴訟」に関するドゥルーズとガタリの批評をよん

でいて、訴訟の三つのケース①決定的な無罪 ②外見上の無罪

③無期限の引き延ばし)の分析を、現情況で最もよく生き、かつ、

生かしているのが申立人であると批判しているのであれば、少し話

はちがってくるが……と審問の場への風穴をあけている。

七月一日、何かに焦ったのか早々と棄却決定（第一小法廷）。不服

は申し立てられない、とする。

七月四日、求釈明かつ再審の申立。

六・一九却下と七・一棄却の語法的矛盾から、全申立への対処の

矛盾を開示しつつ、全決定を転倒している。もはや、決定など無

効な審問法廷へ出立しつつ。

昭和六〇年(あ)才一四七七〇〇〇

田英議(訂正)忌避(申立)(宣言)書

前記事件に關する(才一)小法廷の本年三月一日付

の上告棄却決定に對して(田英議)(決定の不可能性)

訂正(一面を支える)秘標の解体(を)宣言の位相で申し

立てる。また、この申立(宣言)に各小法廷が關する

ること(對して)忌避を(おこな)ない。大法廷による口頭弁

論を(含む)審問の開始を(西英)議する。忌避(について)も

理由 (序)

の(み)ならず、(何)れも

表記の決定は、決定的に(重要)なる(上)告の論(に)對(し)て(ない)

一、上告の(前提)となる(忌避)の申(立)を(申)し(立)て(る)

加七字

加一五字

内容（水事）に於いて審理せず、従って未確定のまま  
なされてゐる。（原則的の違法性。）

二、被告人に關する一九七四年四月一日の事件（昭知

五二年（ア）才一八五号、才三小法廷係属）や一九八四年

一二月一七日の事件（昭知六一一年（ア）才七一二号、才二小

法廷係属）との併合（戦後情況の統一的被上告から）再審を又せずになされてゐる。

三、裁判という概念がこの世界に不持続する限り画期的

な意味を放射し続ける提起（添付する時の概通信

才へ一五〇号 38ページに掲載した上告趣意表現の

α、β、γと多照）に対応しなされてゐる。

という事実性から、決定は成立不可能である。

最高裁は、上告以降の三年間を上告の巨大さから

逃亡するためには苦心したてあろう、業務としての判断を



加一七字

大法廷による判決ではなく、小法廷による決定 (修正)

しようとしても、本件の感力から脱出することはできな

このような決定を支える機構は何重にも解体をせ

ているのであり、私たちが、もはや決定をど

法廷へはるかに別から出立しているのだ。あなた方への

親切心から時々、このような招請状を送るとい

な。 (闘争の相手を要時、空向へ連続させよう。)

ただし、私たちと同等に論じ合いたいならば

生存する権利など、あなた方はまち得な

決定を全面的に破棄し、へ訂正✓安否を提出す

そして、この(要議)訂正に關する(要理)は、各小法廷が

根本的な変換をしに關与すること (別記) 相にかける

に對して(要議)をおこなう。 (おまじ) この(要議)の(要理)に關与すること

加八字

加一七字

に縮小して投げ捨てる

一九八九年三月十四日

松

下



E 言

後 報告 ( 団 )

最高裁判所第一小法廷付大法廷へ御中

註一ニの申立(宣言)の訂正は、現在の最高裁の全裁判官  
であるからその水増しで判断し乍ら限り決定し判決しなす。

# 救 援 通 信

27

編 集 大 学 教 員 救 援 連 絡 会  
東 京 都 豊 島 区 池 袋 一 一 六 一 二 ベ ル メ ソ ン 池 袋  
二 〇 九 号 室  
宮 内 康 建 築 工 房 内

4. 20  
1989

## 河村裁判

巨款同裁の判決下りる——上告棄却——

昨年十二月二十日、解雇無効、教職権確認を請求した河村裁判の最高裁の判決が下りた。結果は、今日の司法の反動性（とりわけ最高裁の）からある程度予想されていたとは言え、上告棄却である。判決理由として引用されている、最高裁昭和四八年大法廷判決が対象としている事件と本件とは、その性格が大きく異なっていることは誰の目にも明らかなのに、どうしてこのようないきなり通るのだろうか。最高裁の判事には常識が通用しないといかいいようがない。あるいは、松下さんが述べているように、最高裁は、憲法第十九条（思想、信条の自由）に関してその解釈を狭めるべく、意図的に判例を変更しようとしたのかも知れない。いずれにせよ異議申し立ての機会を与えない密室の中の最高裁審議と判決に、我々は暗い怒りを身に蓄えるばかりである。とは言え最高裁の判決がこうして下りてしまった以上、我々にはもはや河村事件に関して法的な手立てを持たないわけだから、この判決で十七年の長きにわたった河村裁判は、事実上終了したことになる。この大学教授救

昭和六二年（オ）第四四二号

### 判 決

神奈川県厚木市戸室一二五〇番地の一

上 告 人

河 村 隆 二

右訴訟代理人弁護士

石 田 省 三 郎

近 藤 彰 子

横浜市金沢区六浦四八三四番地一

被 上 告 人

学 校 法 人 関 東 学 院

右代表者理事 高 野 利 治

右当事者間の東京高等裁判所昭和五八年（ネ）第三一九六号教職権確認等請求事件について、同裁判所が昭和六一年一月一六日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

### 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

### 理 由

上告代理人石田省三郎、近藤彰子の上告理由第一点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件解雇が労働基準法三条に違反するものではなく、また解雇権の濫用にも当たらないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法

援連絡会は、一九七六年、小林、河村両人の、主として裁判費用等金銭面の支援を目的としてつくられ、多くの方々の支援のもとにあしかけ十三年活動を続けて来たが、八七年、小林さんが和解し、ここに河村裁判も終わり、会の役目もまた終了したことになる。残されたカンパ金（約四〇万円）の使途方法を含めて今後この会をどうするか—どうしめくするか—について去る二月十四日、河村、田宮、松下、満田、宮内、室田、山浦が会合をもったが、あまりまとまらないまま、とりあえず河村裁判の結果を報告する「通信」を出すこと、五月頃をめどに報告集会をもつことを決めて散会した。

（注）この事件はかいつまんで言うと、（株）三菱樹脂が試用期間中の労働者の本採用を学生運動をしていたという理由で拒否し、特定の思想、信条を有することが雇入れの拒否の理由となるかが争点となったもので（判決では可としている）、河村事件とは「社会通念」（注・一審では社会通念の合理性から解雇が至当とされた）から言って殆ど関係ない。

長い間のあたたかい御支援ありがとうございました。（事務局 宮内）  
はない。所論憲法一九条違反の主張は、最高裁昭和四三年（オ）第九三二号同四八年二月二日大法廷判決（民集二七卷一—号一五三六頁）の趣旨に徴し、失当というべきである。論旨は、採用することができない。

同第二点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、被告人が「組合員に対する処分はすべてその処分の正当なる理由を組合が認めない限り行わない」旨定める本件労働協約についてした解約の申入れが権利の濫用に当たるとはいえず、右労働協約は右解約の申入れにより昭和四八年三月三十一日限り効力を失ったものであるとし、また、右解雇等同意条項が労働協約の終了により失効した後も右条項に定められたところが個別の労働協約の内容として存続すると解する余地はないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

### 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

貞 家 克 巳

裁判官

伊 藤 正 己

裁判官

安 岡 満 彦

裁判官

坂 上 寿 夫

長い十七年間であった。私は現在五三才、人生の三分の一をこの裁判闘争に費消したことになる。私の人生は人間にとって苦難という名のものはすべて受苦として受けとめることが出来た。戦争、貧困、苦学、労働、死別、そして解雇、裁判、失業、倒産、再就職——この過程で良い友人に恵まれ、この人達の力添えにより立ち直り、生きつづけることが出来たのである。十七年間に人の心の傷みを分かちあえる心が持ち得ただけでも、私はこの闘争に勝利したのである。

十七年間に数多くの人が、天国に召されて行った。病苦と闘いながら裁判闘争を支援してくれた伊藤久君は、一番つらい思い出であった。我が児の死と同様、若い伊藤君の死に私は代替わりしたい程であった。一審の代理人であった秋本英男先生には、戦前の台湾人の戦争犠牲者の代理人として活躍なされ、戦死と思われる一生であった。私を支援してくれた人々だけでなく、大学側で私を解雇した当事者、岡本先生、理事長加藤氏、学院長柳生先生も物故された。もはや当時の敵に対し、私は何も怨念は一切ない。むしろ反面教師として、私は前進し、生き返ったのである。

テレビドラマでかつて「逃亡者」というのがあった。そのなかで「時として神は正義を滅ぼし入ることがある」というような言葉があった。

裁判の中で感じたことは正義という言葉は実体はないのではないだ

最後にあと残された人生をどう生きていくかという問題が残されています。私はやはりサラリーマンには向かない感がしております。もう一度教壇に立てるならばという切なる希望を持って生きてゆきたいと思っております。

長い間ありがとうございました。

廿六回 北石田木抄

山 浦 元

河村解雇の契機が教学権裁判の提訴にあったとする高裁証言をふまえた石田省三郎、近藤彰子両弁護士さんの緻密な論理展開に対して、最高裁が論証抜きで持ち出したのは、労働者雇用に際しての企業者の特権を追認した三菱樹脂事件最高裁判決であった。解雇過程を少しでも検討すれば両事件の差異は明らかかな筈なのに、憲法十九条と言えば反射的に十五年も前のお墨付きを振りかざす短絡的な都合主義が現司法の体質をよく表している。十九条に関して思想・信条・良心の、現在および未来における実践性の水準にまで踏み込んで問われている事の自覚が全くない。

判決モ

今回の松下昇氏が言う情況の困難さを象徴しているに違いないのだが、七〇年代初期に河村氏の呼びかけに応えた方々の消息にその感は一層深まる。関学反処分共闘伊藤久氏提訴をためらう私達を明快な論理で説得された秋本英男弁護士、遠く九州の地から繰り返し連帯のメッセージを

ろうか。アメリカでは法と秩序と正義という言葉を開くが、この場合の正義の実体は力である。裁判所における正義も同様力であって、一番における「社会通念」という美名の下に決定されている。次に時としてという言葉は、偶然にもと解すことが出来る。ところが十七年の裁判の過程で言えることは、時としてではなく、数多くということであった。仮に正義があったとしても、数多く正義が敗れたことであろう。そのことは昨今問題となっている、死刑囚の再審事件で数多く無罪となつてい

る事柄から推察出来る。刑事事件のみでなく、民事事件についても同様のことが言える。正義が正義でないと判定されたとき程、世の中に矛盾があることの証左と言えよう。しかも権力機構は少数者の正義を選ばない。仮に選んだとすれば、裁判官として出世が望めないからである。裁判にはもともと体系なんぞなかったのである。彼らは結論が先にあり、あとは論理矛盾のない文章を三段論法的に作成するのである。例えば一審での「社会通念」という言葉は、本来使用出来ない法律用語であろう。同じ論法でゆけば、戦争中反戦運動を行った人は日本中が戦争に突入していった状況からみても、当然罪に問われることになる。だから、裁判官は社会の倫理を超えた地平から正義を判断すべきであって、常識的な判断をなすべきではないはずである。

十七年間の裁判で得たものは何もない。得たものがあるとすれば、それは人の心の暖かさである。終生忘れることは出来ない。ここに皆様方の御支援と御友情に心から感謝いたします。

届けられた滝沢克巳氏、物理学者として早くから原発の危険性を察知し精力的な実践活動の傍ら駆けつけて下さった水戸巖氏らが、十七年の時の流れの中で自然に還られてしまった。

予期しなかった三菱樹脂判決文を辿りながら浮かんで来たのだが、宮内康氏や小林忠太郎氏の関係者を除くと、実は七三〜七六年の高揚期に最も熾烈にたたかった旧支援する会のメンバーも、外部から陰に陽に支えてくれた多くの友人達も、当時直接には大学に関わりを持っていない人々であった。支援する会が三年に涉って河村く大学闘争の棒をはみ出し超えようとする志向性と質を持続し得た理由の一つはその辺にあったと私は考えている。

最高裁判決は、上告代理人弁護士の上告理由については形式的に判断してはいるが、本来の当事者である河村氏が支援者との討論をへて作成し提出した上申書に対しては、一顧も与えていない。これこそ憲法第三二条(裁判を受ける権利)が最高裁によって空洞化されていることの象徴であろう。たしかに河村氏作成の上申書の内容の主要なものは、代理人弁護士作成の上告理由書に包括されている、ということではできるとしても、それは、あくまで法律的に翻訳された主張としてであつて、河村氏が発せざるをえない表現の基底に渦巻く情念や関係性の動きに及ぶものではない。代理人弁護士の作成した上告理由書は、想定しうる限りのすぐれた出来ばえであり、高く評価はするが、河村氏の表現の最高裁による無視として現れている法の構造の疎外の最高形態を、今回の判決であらためて確認したいと思う。

一方、最高の(?)法律専門家としての最高裁の裁判官の上告棄却理由は、専門家としての代理人弁護士の上告理由書に、よく対応しているかという点と全くそうではない。判決は最高裁の裁判官ではなく、最高裁の方針に忠実な下級裁判官のためのエリート・コースでもある調査官によって作成されたであろうが、今回の文体には大きな論理的な錯誤があり、それは法律の専門家でなくても(あるいは、ないからこそ)明確に了解しうる水準のものである。

以上のように、最高裁の判決は、最低の内容である。しかし、対等の関係においては問題にもならず破棄される誤りや矛盾が、権力をもつ者の文章であるという理由だけで力もち、河村氏の解雇処分を最終的に確定してしまうという現実に対して、私たちは深い怒りを持続させていくべきであろう。そして、裁判所に対する批判を資料集等の形態でまとめていくと共に、裁判過程や、それをつつむ闘争過程の総体における私たちの、これまでの、さらにこれからのかかわり方の対象化と討論が不可欠であると考え。支援し、関心をもつてくれた人々のためにも、また、私たちにとっては未知の、しかし必ず私たちのテーマに出会うであろう人々のためにも。

救援連絡会「店じまい」について

田宮 高 紀

河村さんのたたかいは最高裁判決がついに出て、法廷闘争というかぎりにおいては、終わりを迎えた。  
わが大学教員救援連絡会は、理科大の宮内さんが地裁で勝利し高裁で和解したころ、似たような事情でたかっている日大の小林さんと関東学院の河村さんの法廷闘争を支える目的で結成された。似たような事情とはいっても、それぞれ考え方も性格も生活スタイルも三者三様で、彼らを支援する人々もまた然りで、「支える」といつても、その中味はときどき同窓会的に人々を集めて激励しあうほかは、金銭面で「支える」ことが主要な内容であつた。

救援連絡会が一番あわてて、真剣になつたのは、河村さんが高裁に控

① 判決は、上告理由の第一点と第二点について、それぞれ判断しているようなフリをしているが、添付されている上告理由書と対比すれば判るように、第一点、第二点のそれぞれに含まれる重要な理由のうち、ごく一部に言及しているのみである。これでは、判決理由として成立しえない。

(行ッセル)

② 判決は、上告理由の第一点と第二点についての文章の冒頭に、「原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて」という条件を付けている。これは立証のない独断にすぎず、前項のように、確定しうるまでの事実関係が二〜三審で審理されていない以上、条件として解体しており、従って判決としても解体しているのである。

③ 百歩譲って、前項の条件を捨象し、続いて記載されている文章(数行で片付けることの多い最高裁の文章としては異例に長いので、それなりに河村氏の上告の処理に苦しんだと思われる。)を讀むと、そこでは、憲法第十九条(思想および良心の自由)についての判例に言及し、「その趣旨に徴し」上告理由は失当、としている。しかし、この判例(希望者にはコピー配布可能)は、事実経過としても争点としても本件とは殆ど交差ししないものであり、最高裁が苦しまぎれに言及したにすぎないことを示している。言及した判例を変更するためには、河村氏のケース以上にふさわしいものがあるのか。

「憲法」精神にもとづいて

訴する前に、それまでの弁護団が全員辞任したときである。これは「辞任」ではなく「解雇」だともいわれているが、いずれにしろかんじんのところは、本人と弁護団の関係において事態が進行するのに任せるほかに能のない連絡会ではあつた。ともあれ、一時は救援連絡会が直接に河村裁判を担っていかねければと、悲壮な覚悟と努力をしたものであつたが、これも長続きはせず、結局石田弁護士と本人に任せたまま、今日にいたつた。

はじめに戻るが、河村さんの裁判が終わって、当初の目的に照らして考える限り、これで救援連絡会の仕事も終わった。単純に考えれば、あとは「残務整理」と「解散」すなわち「店じまい」である。ところが、この「店じまい」の方法が難問で、これまでかかわってきた人々のそれぞれの思惑が絡んで、すつきりとした方針が出てこない。みんなそれぞれ、この20年前後の間それぞれの生活を築いたり維持したりしながら、それぞれの思いで裁判にかかわってきた。終わってみると、「それが何であつたのか」「自分にとって・・・」「他にたたかっている人々との関係で・・・」と、ある意味での「総括」が迫られてくる。そのくせ何かすつきりせず、話があちこちと飛んでは発散する。

今のところ、最大公約数的にまとまつている方針は、3つの法廷闘争の経過をまとめた「資料集」を編集しようということである。それが現在闘っている人達および今後闘うであろう人達にとって貴重な「資料」となるであろうし、それを作成し遺すことは、これまで法廷闘争にかかわってきたわれわれの最低限の任務であり、責任である。こう言つてしまえば、きわめて正論で、なんの反駁もしようもないし、「やりましよう」ということにしかならないのであるが、どうも私にはそう単純でもないような気がしてならない。ちよつと話を具体的にすすめると、とたんに「どれぐらいのボリュームか」という単純なことから、「どんな内容に重点をおくか」というところまで、実ににさまざまアイディアが出てくるが、一向にまとまらない。結局当該も含めて、救援連絡会にか

かわつてきたひとびとが、どういうつもりで、どれくらい真剣にかかわつてきたかに応じて、一言に「資料集」の編集といつても、そのための莫大な労力のことも含めて、イメージがさまざまなものならざるを得ないのである。これが現状である。結局、河村さんの法廷闘争終結の報告会を近々開催することとして、その時までにかかわらずかかわつてきた人達に問題提起をして、考えてもらおうということになった。

それで、以上が私に「書け」といわれた問題提起のもりなのであるが、多分これでは無責任で「おまえはどうなんだ」と言われることは目に見えている。それで私がどう考えているかを告白しておかなければこの原稿を終わりにするわけにはいくまい。

理科大の宮内闘争が一応終わったあとでも、理科大では組合と大学との緊張と闘いは絶えることなく続き今日に至っている。学内で大衆レベルの運動を築けないという、いかんともし難いもどかしさは一貫しているのだが、それでも私にとつて理大当局および理大資本との闘いは、日常的な課題であり続けている。この間私は、学内から外に出て、中小労働者を中心とする労働運動にもかかわることになり、同時に反原発運動にもあたかもライフワークのように取り組むようになった。

このようないろいろな「闘い」に身をおく生活の中の一つとして、私は救援連絡会を「支える」一翼を及ぼさずながら担ってきた。理科大の他のメンバーも大同小異である。それだけに、さまざまな批判があつても、私の救援連絡会へのかかわりは、日に日に濃度の薄いものとなつてきた。もつともいはずれはこうなるものという、冷めた評価を法廷闘争というものに下していた自分もあつたことは否定できない。長期にわたる法廷闘争が、記憶が薄れていく過去の復権ではなく、常に今日的な課題としての位置づけがされ、方針が論議され続けなければ、闘争が「風化」することは必然の成行きである。

そんな問題意識と危機感を抱きつつも、当該とも救援連絡会とも、状況を克服するための真剣な討論をしないまま、おおむね時の流れに身を

任せた自分の「ずるさ」をいま改めて確認しているところである。私は、「忙しい」ことを理由に、救援連絡会の会議の間隔、ニュース発行の間隔などが長くなり、会議の集まり具合も集中度も乱れてきていることに、あえて警告や批判をすることをせず、むしろ安心さえしていたのである。だから、いま改めて「資料集」の編集が提起されても、反対はしないが、救援連絡会にかかわり、支えてきた人々それぞれの意味での「総括」が出されない限り、あまり現実的ではないような気がしてならない。「どんなつもりで」ということを徹底的に討論し、私も納得し、全体が一致して「やる気」になり、組織的に取り組む体制が確立すれば、私もそれ相当の力を注ぐつもりではあるが、少なくとも「オレ一人でもやってみせる」というほどには、いまのところ見栄をきれないというのが本音である。

大変不真面目なところだけ描いてしまつて申し訳ないが、一つの問題提起にはなつていないのではないかと思う。

山浦 元 様

神代文庫 (年表と字彙集) を今日、発行開始いたしました。  
2冊お送りいたします。

ご功成の、春気候へおめでたう。5月中旬の集會予定は12月へ  
お送りいたします。5.17(水)に同時代建築研究会が、あつたことになり  
ました。とくに出席する、お趣意を伺っております。水がよければ、双方に  
出席して頂きたいと思っております。午の5時15分、ムリに水に、設定して頂く  
ことが可能です。

'89. 4. 21 夕 松下 昇





松 下 昇 様

季節の変わり目を象徴する様な弦月には、こころの静けさが身によみが  
つてあり、戦後を説いたうすす、べつなナチ平クラフの数々のオマケか  
きを伺い、すき切ったボールの音や秋の風、たんとくうの、次々とほ  
かんに来ます。

四二五行で差し上げた午後の追付しと、とりくろ、二報せしませ。

① 四二二(志) 河村さんと見舞ひました。後座した念事療法は、

一週向足くなく、由きに減量とホヤイりました。また、死ねる結  
核直す、との決意を説きました。

慈恵医大付属病院 66 病棟 663 号室

地下鉄 都営三田線 御成内駅下車三分、面会時間二時〜八時。

(中) 四二二(目) 横濱緑区で、芝学舎に再建設立総会——と言え、去席者

No. 1

中教名——がありました。これまで理事会や書生会がクルーシキ経  
営面でも赤字が累積し、皆おかしな事になりました。この事か、なるとの財

務整理はついたのを、小林忠太郎さんが中心となり、自主清

算の形で再出発とのことで、激励して来ました。すい、出来れば範

圍で地道に苦しい。昇格の仕事のつわり、と並々なくお世帯の様です。

③ ウラン濃縮工場建設許可に對する異議申立ての上訴審理——二つ

例の口頭意見を陳述した中で、内閣に白紙返答を求め、今更ふまけた

答はかえす。——が五二七、斜字技術の付とせ、付らやれ、また、

た。青森市でやる方針は、た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、

た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、た、

の是非は未定です。行政側の答も批判する、か、か、か、か、か、か、

す。コメントがありました。早稲おれいします。政府の、の、の、の、の、

別書の二部も同封します。五二七は必死者も問題にした、と、と、と、

一九八〇・五二 山浦 元

No. 2

小淵 元 稿

4. 25日のお手紙と資料とカレ、

5. 2日のお手紙と資料 とこれとありかとここにいたしました。

\*、時局的に即座して、5/17 新学技術会での口頭審理の件について、まず私の意見を述べさせていただきます。

本法で行政不服審査法をよけてきておいたのですね。この法律は昭和37年(1962年)にできており、日本社会の高度化と共に(左前)行政面のトラブルを処理するために 必要とされた

なされたものと見えます。 戦後と記したわけ。 前文にある 平和 (平和を) 公明に公明にされた(行政) への心持と人意識

文明論との関連 (科学技術の発展) 戦時 戦時体制の制約がなくなった 戦後 平和を 公明に公明にされた(行政) への心持と人意識

きかたが、お手紙の対応を器用にやっていた感じがします。運用については、4. 27日の内閣総理大臣、竹下登(1)の通知により、おのづから 概ね 一方的、形式的なもので、果しました。

(これらの公文書2つを提出したのはスコイデ(1) 署名の5)

4. 25日条第1項ただし書に空洞化されたのは、争奪圏の詳細かつ本格的な説明(敵対的) 並行の議論~資料提出、それまでの建設許可執行停止が最低限必要な内容であり、これに私に有利ります。)に打って、30分程度の時間しか時間をとらず、

(環境破壊を回避、と)  
よけかた(と)へ  
(戦)争放棄を争奪の技と同一水準)

見解<sup>表明</sup>・説明、尤もを拒否するとは！ 山浦さんのおっしゃる通り

まず行政側の姿勢を批判することから中心に立ちと思っております。

つまりは、前述した5の5を憲法や科学術との本質的関連の欠損を指摘しつつ、

行政不服審査法第1条<sup>条</sup>(趣旨)を生かせ、と法的に要求して、  
第25条ただし書に (これは、夕まで正として

「見解<sup>表明</sup>・説明、尤もを拒否する」とは 否定しえない。

想定してはいるが！と通り、実質的審理のため次回以降の日時<sup>(予定)</sup>・場所を定めたいからとお願いいたします。

私は、今のところ直接的に参加する余裕がありませんが、山浦さんと介して注目しつつ、私自身の発想・生き方を深めていく媒介にしていただくと考えています。

\* 河村さんのお見聞は苦勞さまでした。ぜひ早く直してほしいと  
です。私も出かけたいと思っておりますが、遠征まで御座います。午後12時  
には思いますが、河村さんとは、午後で意思を伝えます。と、河村さん  
からかして下さる。私の方が先に土曜日はあるのでしよう。

河村裁判報告集の件ですが、具体的に十分回答し、河村さんより  
は、このまでの資料やテーマを把握しなす氣力を 準備期間として  
と、考えています。

と、2月に宮内さんの事務的に話し合った方に (というよりは、  
私の考えという方が正確でしょう)、救済通信をまず出し、その

河村裁新報告集會 本5月 石川氏の総括レポートを画し掲載し

集會では、企画の具体的な内容について議論する位の準備としておが  
うこと、形式的な通信に出すと、形式的な集會をやるだけでは、科学  
技術者の形式権と批判し切ることが出来ず、と取りたいと思っております。  
訂正

\* 前項は肉達し来たが、私担当の向、宮内大臣の事務的で南  
よりの同時代建築研究会（毎月第3水曜。従って、5月17日、6月20日、  
7月19日、〜）に提出する〜と通知して〜す。最高裁

の審理が早く終わったので、東京へ行く用件が、その限りでは早く来たため  
取り出すのが本復のには、厚州の國家認定業務をもつ建築家5人の新の  
イベント（御覧力）は基本的には属曲しお〜て〜るので、情性的に〜カ月  
おきと行くことは、お〜て双方にとってマイナスと判断するから〜す。

お〜は、お〜ら、お〜の〜た〜や、お〜に〜が〜り〜して〜登〜や〜生〜と  
変〜て〜い〜う〜と〜する〜お〜ら、お〜か〜、〜〜〜〜し〜よ。

ただ、前述の集會の日付の前日か、次の日に、河村裁新報告集會  
お〜ら、双方に参加するお〜は〜い〜と〜すし、お〜した〜と〜考〜え〜す。

（案の〜と〜、お〜は地方系のお〜、お〜の〜香〜の〜と〜い〜て〜行〜ま〜た〜  
お〜て〜す、お〜と〜山浦〜ら〜の〜其〜年〜性〜が〜〜〜）

〜は〜又、〜話〜路〜を〜期〜待〜し〜す。

8-9-5, 10 松下 昇

追記 神大学園専攻、訂正リスト2部を同封します。

神戸大学闘争史・訂正リスト

- 3 ページ 69. 5.18~25 「バリケード」→「バリケード」
- 9 ページ 74. 4. 1「卵」の前の「～」を取る。
- 11 ページ 80. 1.30「提起」の次に「。」を入れる。
- 12 ページ 83. 7. 8 最後の「。」を取る。
- 14 ページ 86.11.10「A367明渡請求に関する上告（松下）却下命令。（大阪高裁）」  
87. 5.29「大阪高裁」→「東京高裁」  
6.16「三審判決」以下→「二審判決。（東京高裁）控訴棄却。」  
6.30「前記訴訟の上告（松下）却下命令。（東京高裁）」  
88. 2.16「前記訴訟の上告（清水、竹中）棄却判決。（最高裁）」  
89. 1 「以後、」の次の空白をつめる。  
最後の行の下に「（～続く～）」を入れる。
- 裏表紙 「 $\alpha$ 篇」の次に「と $\alpha$ 続篇」を入れる。

## 口頭意見陳述

内閣総理大臣竹下登名義で、四二七行「日本原燃産業(株)六ヶ所事業所の核燃料物質加工事業許可に對する異議申立てに係る口頭意見陳述について」を受け取った。通知書に象徴的に表われているのだが、行政不服審査法に關する、行政当局自身による法違背の指摘を含めて、以下、簡潔に意見を述べた。ただし、同文書で、恣意的に限定されている「異議申立書を補完する事項」なる枝葉次元の問題ではない。

(一)

行政不服審査法は、一九六二(昭三七)二〇二に施行されている。私は、同年、大塚の理工系学部を卒業した世代に属するのが、当時の状況が良く分かるのだが、二年前に四日布市で石油公害が起り、辞書には、まだ公害なる言葉は無かった。二点を隠そうとする企業、行政側の姿勢が告発されたため、時期にあたる。同法の内容をみると、重化学工業化、大都市化という、日本社会の高度成長に伴う、二の様な行政面の様々なトラブルを、小手先の対応で、器用に処理し、住民の不満をなだめるために、やむを得ず設定したものと見える。というのは、一つには、「主権は国民に存し、国政は国民の嚴肅な信託によるものであり、この人類普遍の原理に反する一切の法令を排し、日本のみならず、全世界の国民がひとしく平和のうちに生存する権利を有することを確認」している。日本国憲法前文の、主権在民

の原則に基づく公平かつ公開された平和な政治」という憲法理念および各条項との関連が、この法律には強んど意識されてはいない。さらに、これらも憲法の平和理念と通底することだが、文明論との関連で見ると、科学技術が近未来——すなわち、私達の現在——にもたぐすであらう世界的規模での産業および軍事等諸公益が全く視野に入っていない。今日の被害状況を予測し得た人達は例外的存在であった一九六〇年代初期の時代的制約から、行政不服審査法も免かれずにはおらず、このままでは現実美に適合し得ない欠損を有している。以上の意味での、同法の過渡性を自覚出来ずに放置して来たのは、立法府の怠慢である。だが、行政府の運用努力によって、法律の限界性を乗り越えることはある程度可能な筈である。実際はどうか。通知書および懇談会の開催につき、に曰く、「第五項(2)口頭意見陳述は、審査庁が異議申立人から口頭により意見を聴取するものであり、処分庁が見解を示したり、説明を行ったり、異議申立人からの質問に答えたりするものではないので、念のため申し添える。」口頭意見陳述終了後、皆様の要望に依り、三〇分ないし一時間程度、懇談の場を持つことを考えておりますので、連絡いたします。これは何だ？同法の今までの全運用が、極めて一方的かつ形式的なものであったことを示唆している。

今回、口頭意見陳述は、審査方式を定めた第二十五条第二項「審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあったときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べべる機会を与えなければならない。」の、ただし書

部分に基づくものか。私達、当局双方による、対等な立場での議論が保証されて  
いる場である。行政側が見解表明・説明・応答を拒否出来るか。ここに規定  
されているか？ 庁舎管理権維持のために地方での口頭審理を一方的に  
拒絶したり、当局の都合で、陳述者、陳述事項、陳述時間を制限してよい  
と、ここに記されているのか？ 原告側の詳細な「田舎議申立書」と「求釈明  
書」を一読すれば、少なくとも数時間おつ、数回の討論と、資料提出および  
建設許可処分執行停止が、最低限必要な内容であることは、誰にも  
了解できる筈であるが、二点に対して、三分の一時間しか時間をとら  
ないとは、どういふことか？ 形式的にも、実質的にも、明らかに法律違反  
に該当すると言わなければならない。時代遅れの法内容を、運用面で補充  
するどころか、遂に、政府の失政、怠慢の糊塗、ないしは、政策ゴリ押しのため  
に、条項の内実を、さくんに空洞化させるなど、許されることではない。この法律  
の趣旨、第一条第一項「この法律は、行政府の違法又は不当な処分その他公  
権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政府に対する不服申  
立てのみちを開くことにより、簡易迅速な手続による国民の権利利益  
の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」を、  
最大限生かそうと努めることは、忠実な法執行をたてまえとする行政府の  
科学校用方に課せられている義務なのである。ただし書の意味を再確認し、  
品質管理をすまやかに進めるために、次回以降の日時を即刻設定せよ。



(二)

場所は、解体すべき空間、ウラン濃縮工場建設強行現場がふさぐらしい。安全性審査にかのつた。科学技術庁加工使用各安全技術顧問会の構成員二三名は、全員、内閣総理大臣、科学技術庁長官、と共々に審理に参加する責務がある。時間が限られてきた。総体的な原子力行政批判は次回以降にゆずるが、いくつかの課題提起しておく。当局はまともな受けとめて欲しい。

時代に即応して、既成の法内容の解釈を、實質的に定め広げてゆくことは、とりわけ行政側に要請される課題である。前項で一部引用した憲法前文には、歴史的な成立過程の必然的帰結として、「平和」を「戦争」の対立概念ととらえる姿は力がつらぬかれ、あり、中間項はない。従って現代における「平和」を實現し、ゆくに際し、「戦争」概念を、不断に問い直すことが不可欠である。だが、現実には皆平に逆の道をとおり、平和理念を某約的に具現した第九條戦争放棄条項も、行政不服審査法以下の水準の扱いは、多々二つなかつた事は、周知の事実である。即ち、日米各保条約に象徴される、これまでの政治過程を延長すれば、下地核燃基地の彼方に、原水爆等核兵器製造工場およびSDI工程東軍軍事基地の安全が、明らかにゆき上ってゆかぬ。否定したければ、論拠を明らかにせよ。対象を、原発・核燃施設に限定してもよい。国境をはるかに越える広がり、と深刻さをもち、たまたま、チェルノブイリの惨禍は、それが、絶対に「平和」ではあり得ぬ以上、「戦争」概念の範ちゅうに属する。単に、地球規模の人体被曝、環境汚染、そして、生態系破壊のデータの裏付けだけで、語っているのでは

ない。TMI、チェルノブイリ、福島の大事故に共通してゐるは、原子炉運転者自身が、炉内で生起してゐる事態を、全く予測し得なかつたことである。良く知らぬこゝろ、技術の本質規定「技術とは人間実践（生産的実践）における客観的法則性の意識的適用である」に照らせば明らかである。原発は「技術」でなく、通産省資源エネルギー庁らのPR用語「原子力の平和利用」は幻想であり、もともと死語であつたことが実証されたのである。どの観点から見ても、核兵器と同様、原発および関連施設の存在自体が戦争放棄条項に抵触するものは明瞭である。財・学界と一体となつて、原子力開発にのめりこんでいる政府の姿に、かつて、薬・医療公善についで、高橋睦正氏が指摘された権力の抑圧、資本による収奪（似非）科学による破壊、という、社会矛盾の三層構造を、そのまゝ見る思ひがする。核燃サイクル計画を直ぐに撤回し、全国の原発を即刻停止し、廃絶すべきである。人類の生存基盤にかかひる世界的な課題が問われ、この場には、通知者、内閣総理大臣、審査委員、科学技術庁長官が、なぜ出席しないのか、最後に、陳述を終る。







しかし、この本にしては、山浦さんの存在は、(また、他の大抵十分には  
 気がつかないで済んでしまふ) 反響も、科学技術批判の文壇の中の太玉の  
 意味とせよ、~~それ~~ 大へん加へる感があります。野村胡堂の『浮城物語』  
 大業争(とては河内争、のり)とて、聲言-行刺されてゐる海は、  
 船の舟に 孤島して、抽象的-幻想的をテーマととらへてゐる者には、こと  
 づくせよと けがされてゐる。

ところで、山浦さんの『詩的』をよんで、その意を尋ねる  
 には、次回以降の審判の場として「解体する」空間、うしろ深緑と  
 建物の行理場」として、5-5行の連続の全篇の言葉の意口は、  
 「この空間に 解らぬ空間」として、その詩的の力量とす。  
 ↓  
 空の如く空の如く  
 立入禁止空間の大学構内内前てやった  
 時に、外へ上げました。(批評集-β篇)

しかし、空の如く空の如く、これは空想して  
 人たすも又空の如く。解放区にのり出した  
 子とたすも、かたしへんのせよか、比喩の天守内  
 花鳴を鳴かた学生正の如く、いふべきは、  
 今も一も二も、未知のたすうたう時のため、  
 場をたすかたて行くべきです。

批評集の鏡を刊行してゐる同期し、前へて記したおの  
 感慨は、ここにも潜在してはゐるか、そのむこうは、  
 同章です。

89. 5. 25

松下昇

通記

\*1 前便で、「秋後通信」のことを記しましたが、山浦さんは、さうして  
 ぶらまですか？ 5.17の前は、宮内さんへTELして、どうぶらまか？  
 とのことでした。「アレ？、5月末に明木、屋田化の突進をさうぶらまか？」  
 とのことでした。宮内さんへ屋田さん連絡してやる、との約束をして  
 いただいたのが、今のことです。ところが連絡が戻りません。

\*2 さうしてその状態をうかがって下さい。前便に王様記したように、形式的で  
 ない、集会で曲くまのことは、おれを合せて十分準備が必要ではないかと  
 日時を決定は、おれを早く決まると思っています。

\*3 なお、13日までに突進する、と、山浦さんへさうぶらまか？  
 し、山浦さんへさうぶらまか？ 8.2 秋、岡山大学等に参加された経路さんへ  
 全参加者の代表として、坂本敏子さん（知念さんへ坂本宗徳さんの妻で、  
 当時の別居直後）に金の3倍おれ。知念に属する裁判での証言が  
 していただくなら、と提起されたことがあります。今年4.18  
 7.18に証人として呼び出しをうけるか、敏子さんは不参加の届を出して  
 他人に知念の不善性をとらえる（おれに之は、知念とたえか？い、うも  
 の系を井解決のテーマが論議へあり、私も批判的に聞きしつあります。

敏子さんと連絡的利用する、と、さうぶらまか？  
 さうぶらまか？ 7.18に、おれに之は、知念とたえか？い、うも  
 知念とたえか？い、うも、おれに之は、知念とたえか？い、うも

私  
 と  
 して  
 け  
 が  
 女  
 の  
 子  
 だ  
 と  
 思  
 っ  
 て  
 います  
 小  
 中  
 学  
 生  
 の  
 娘  
 さん  
 二  
 人  
 と  
 其  
 感  
 じ  
 て  
 いる  
 事  
 が  
 あり  
 ます

(少くとも自覚)

して、少しのへておきます。

松下昇様

No.1

河村さんは常に主観的に語り、松下さんは村事化して主観的に語り(譯水也)  
 私は体験的にしか語れないのです。二水は空想の如く語り、むろところとある  
 ところであらうです。今日までとった批評系は純然たる序文も語り、  
 自くに適したやり方で、松下さんの「途方もない苦悶を生かしたい」と考え  
 てあります。五二五行のなかでも読んでほしいです。ややくちの心吃  
 びです。美法以前、自分でもよく読んでみた。N.Y.K.批判文章、純然たる序文に  
 書こうと考えていたのです。時由が如也とあり、要約文になさうまい。松下  
 さんの問題意識を正確に展開出来た自信は全くなかりません。退答な  
 評論の言葉遣いは、今頃の在りて、心からうめくべきであり、しまさずあります。

実は明日(五二六)大井町で一万八千人許の園東の集いがあり、五二七の総括発表の  
 弁論壇からなすか、発表する。今頃の在りての方に注目し、来ます。いろいろと相  
 談すると思ひます。宜しくお祈りします。そのために、批評系は純然たる序文を  
 お送りするので、脚大なるうねりを、じっくり読み返し、手紙も書きます。

いくつか、相乗事々々に二報告します。

(一)五二二(月)：河村さんから「退院の連絡があれ、松下さんへ伝える事を」と言っていた  
 じすの(五二八)行手紙をもとに、文閣書道数百人への報告をまとめた。本紙出。  
 コピー題と表に送達する仕事をしてもらう。ううううと、ううううと、ううううと、ううううと。  
 めんない。子を通り、ア月内の入院で一志血糖値が下がった。来すか、体力が落ち  
 ぶ、通院がつかい、と、話し合いました。退職金も、二六二夜、弁論壇全す、  
 会うる。ええな。集金についで、松下さんのお考えを伝えたいです。

No.2

(二) 河村さんも、河村さん、言内さんに連絡取す、とも、無い様で、入院時の連絡  
 も、すんで、私が代行した。枕辺に、困っています。同じく、三枚書きます。

(三) 六丁所村集会でのビラを渡した。草紙と中校のものを、取りました。その水  
 ぬれ、筆油と、品々も、同封します。集会場に、リュックも、背負った。旅人、客、を、流  
 ぐと、ハチマキを、巻いた。高木氏も、居りました。高木氏も、名指し、中流した。



ラモアツに、三卯の日、行方不明なり。悪口を言中たか、気持悪い  
とニコニコしてました。神々の人物です。

(四) 朝日新聞には四二七の記述が載っていました。ユロ一学ります。

(五) 物産科の月報(信託局事務)東洋大原子カエチ科(出身)が東洋大新聞に  
書いた文章を目にした。切り抜きを同封します。彼は、日本科学者会議  
カメタ(日英系)なる組織)です。彼らの進歩は水戸を主とするようです。  
本派の、を批判する資料を、リポートも持ってくるようです。政府の  
原子力行政を疑念的に神話するは、利を果しているようです。在任以来、二  
人達と打交する、に、えんわり、います。自然科の、原の、信託局が、ニ、原以下  
の、海、かない、です。

No.3  
とは、主、私道、主、松下、さん、の、か、し、る、日、出、中、校、の、録、存、感、覚、を、と、ニコ、ニコ、半  
り、強、え、ない、と、現、地、の、運、口、を、裁、判、も、老、か、見、え、こ、ま、う、と、自、戒、こ、り、ます。  
英、蘭、石、運、へ、の、資、料、の、一、部、を、ま、と、り、入、手、こ、れ、ます。ゴ、ロ、い、ぬ、ら、お、年、所、  
叙、の、二、三、行、す、も、高、気、が、や、う、な、ま、い、た。あり、か、と、う、つ、お、い、ます。坂、本、と、  
ウ、件、は、今、及、直、接、ま、せ、く、な、い、と、は、又。一九八〇・五・二七 山、浦、 石













山 瀬 元 操

6.26日のお午批を宛めて多忙中からお送り下さり、手紙にあり  
かたじけなくお礼を申し上げます。吉本氏の発言は肉する私の策向を合めず、おとどろけ  
問題領域の諸君に向いて徹底した批評を展開して下さいましたのは、私にとり  
のゆきです。現情況の苦境する人の総体にとりて大まか位置づけを述べます。  
私なりに示唆を踏示して頂いた多くの方々に、よく考え、応用して  
いくつもりです。ありがとうございます。質問の追加です。どうも  
よろしくお礼申し上げます。

なお、前項では、「情況への発言」のうち、直接には「多量にふかふか」  
「ふかふか」を「4-33」にて省略して2ページを送りました。  
「多量」にあり、かつ、吉本氏の「全発言」を総体として批評していただく  
には前項での「省略部分」の2ページを送りました。

少し私の批評を記入して ある意味

また38-43ページも、その日大金買手の「青年」へ、最先端(2)の  
ご挨拶を整理して「3」を考えていただくため、149ページとの絡みと  
2ページを併合しております。

89. 6. 29 松 下 昇

後記 — 官内へは批評集の結集を送る際、「秋後通信」27の  
とくとしたため、やうと室中化率由に送らされてきました。おとどろけ







山浦 元様

9.4日のお手紙と資料ありがとうございました。

神戸大訪問がらうは、大歓迎します。時々一人で神戸大で多岐の各ページ

元の紙表裏の間に挟りに行ったりしてあります。たしかと一冊に行くと

研究会の今後の対応は急務の心地がしてあります。

9月16~17日が大阪と一泊です。9月15日に555の3

泊で一泊後、16日の午前に短冊館で打ち合わせはありますか？

(15日午後2時から休日は全学ロッカウトに切り替わります。)

知人の住居は、未着用の部屋と不備品が少なく、泊まっても大丈夫

だと思います。ただし、事前に打ち合わせがまだ知らないので、変更が

できます。研究会です。ただし、一般のビジネスホテルなどの設備を必要とする

のでしたら、どうかお返事下さい。

(こちらで確認を済ませさせていただきます。)

15日の午後に新幹線の新神戸駅に到着した時刻を知らずに

下り列車に乗り遅りました。

(新大阪の交差点の列車に乗り遅りました。)

その空席の位置は、別紙に記載します。

16日には、午後に早稲と(86.3.24事件の裁判について)の都合で

あり、その後の早稲と(17日外報)の都合で、その後の早稲の変更が

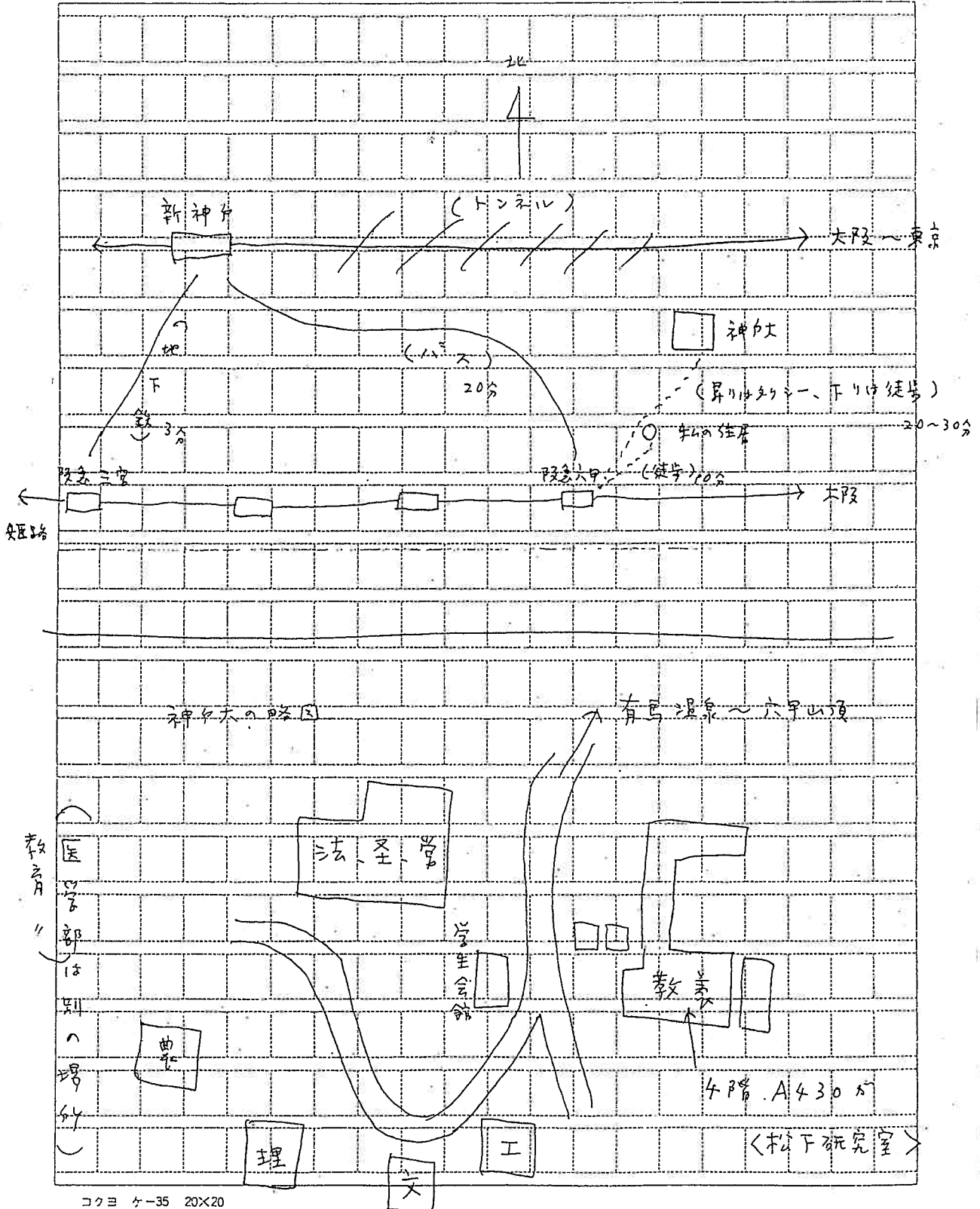
必要です。部分的に、研究会に参加していただくことを考えています。

89.9.7日 山下 芳

(TとLでまっくらです。// 16日の夜は不在です。)

(以上、この頃にはやるつもりでいたのでリンク待ちの段階です。)

(別紙)



松下昇 様

九七行の早速のありかたにお返事とさうなりました。

青井地裁で中一回目の枚数阻止訴訟が九二九にありませぬが、今日九二二

園東厚労団まなほ名——二人も、中央公治社縮小印を芳物争い海に解

危す小下総院をモッ——から運送が、青森の弁はまさんか上京すか

九一六に井渡団会をやりたいとのこと。園西行きが不可能とさうい

ました。昭同院、いづくに配座居きました。ほんとに残念です。近

内に、松下研光を訪問も、なかなか出来ませんでした。望んでます。

同時に、「園東在位者」として、意見陳述(又五分)を依頼されました。

この下では、お返しを意味が、お返しはとそ、お返しはとそ、お返しはとそ。

で陳述する内容に、ついで、お返し(二)の様なものがあるか、お返しはとそ。

取之小は、幸いです。今うと、物理屋と、松下さんに刺激され、吉本社

評記に、こも、お返しはとそ、お返しはとそ、お返しはとそ。

とりあえず、お礼とお返しはとそ、お返しはとそ。

一九八九、九、二一 山浦 元

追記 → 余り余りの血指は、又上、お返しはとそ、お返しはとそ。

神が、お返しはとそ、お返しはとそ、お返しはとそ。



山浦 元 様

概念集 2 の印刷をヤマトが完了したので、2冊を  
お送りします。(河野さんにお送りしています。)

〈技術〉の項目は、少し不足がございました。関連項目を含めて  
ご検討下さいませ。

（この印刷 = 今の一位の確率が正しいです。）  
また、河野さんの裁判に関する報告集も送ります。

山浦さんと知恵 資料集との違い、強攻の心づきと作戦等、ご説明  
させていただきます。 ( ~~資料集~~ 資料集 に参加させていただきます )

気が重いと云うもありません。〈生活〉に復帰した方々の相談会や支援会  
の人たちと、原則的に対応に力を入れるには必要と見えて、支援会側  
としてもあります。と云うことは、心づきも、心づきの正直なところ

です。総括レポートに付いては、前述の状況下では、過去の争いによる  
言及が、未来にわたる方針提起より、やはり重要と見えてくるのでは

ないとも時間の労力が大変でしょう。 ) 河野さんがたどり着いたことは  
決してしるすに及ばず、山浦さんや知恵さんとの争いの現実性  
と比較して、お話です。と云うことで、お送りいたします。

8月9日

松下 昇





長びかせようとするゆゆゆ。裁判官も緊張し切つてしまつた。

(二) 小村忠太郎さんの近況を伝へる共々余通信が送られて来た。びり。なんと。私の東海村報告が無断で掲載されてあり。小村さんの丁重なお叱りの手紙も……。勝利する会会報掲載どう小冊子のこゝも入らとまませ。

(三) にも同連しませが。ムニツのお手紙に、残念ながら、私も同感です。また、報告学会の行は、言ひ出しのゆゆゆ。 (当該者達とさし思ひこく。というゆゆゆはありませんが、余説が出来た。う。支援する。会当時の記録を中心にするをつらめた。え。ありませ) その下に、満田さんへ依頼された伊藤久造稿集の原稿が、二年内も、放棄された。い。り。状態は、形式時に、でも、終らせしませ。た。方。か。い。と。ま。あ。い。ませ。もうすし。考。え。ま。せ。こ。う。い。い。

No.3

以上、簡潔ですが、とりあえず、ご報告とお礼ませ。十月十二日は、原稿集も、枚数も、直接行曲が、すまじゆ。い。ませ。

一九八〇、十二 山浦 元

山浦 元 様

吉本氏の活動の進展は、甚過ぎくゆしく候之て下なり。まことに  
ありかとうござりました。一面に全々の内題にまつてとりくむ余裕が乏  
しは、之を巨大なうねりの波を感してあり、せむ、是の核心にむか  
ひ合つてゐるものと念願してゐます。

山浦氏の意見陳述書は、既合致討論に付表上此の水準での  
議論方法を十分に踏まへて大いに訂正された。吉本氏の論の  
(主眼点の) 詳細化を主眼としていく方針にあり。専門の科学者  
が法廷に於て言つた陳述のよう、其の知る限り最上であると見ます。  
とくに註①②

新の発想方法は、たゞ、ごく基本的な標準に於て、実際に大用  
してゐるには、たゞ多くの努力と時を要するに過ぎないことは自覚してあり  
ます。山浦氏の言ふ言ふの通り、注目は、大々的に行はれてゐる。

吉本、一万人論議委員会、の構成は、夫れとて、大々的に行はれて  
か。科学者や技術者は、如何にかくせんといふことは、さし難い  
事だと思ふ。 (新法の委員は、172人、既に此の委員の、神妙の  
一人を除いて、知らぬ人は、全くありません。)

山本氏も、この10年位、会つてゐるが、昨の櫻庭信利氏、時  
(1974-4)の如く、其の一人として、言ひ出した。これは、〈だんま〉  
市尾とて、〈元〉全米科学者会、海外多々の人を知りませぬ。

小林忠太郎さん関係の資料も、検討できるとの関連で関心をもつ

(ただし、ボラボラと)よみました。会報最終号は、支援者の層の厚さ、

現在、具体的に農業内題等の活動をしていける現実感が印象的で、

河村我利は同じく、とても同じようにパレノヤ企画はできている、

と感心します。ただし、これは必ずしもマケスの方向で、そちら

志向するところではなく、河村我利の強みと、振動とみえの現象の

中心、環境改善の歴史的多数の元一争奪のテーマがこめられてくる

のであり、これを十分に対象化していくことは、未来にふりかざす

への深い準備を意味する、と考へております。

具体好意集會等々もよくても、知らずに、この意向を表現し、パレノヤ

刊行していただくことも考へております。(振動資金の活用の一つといた)

いすかにして、11月中旬に、一度、今年にのこるものと3分の1

予定してございまして、山崎さんにはお目にかかりたいと思っております。

(お目にかかりたい)

では、とります、お礼です。

89. 10. 12 松下昇





河村隆二様

山浦さん及び宮内さんより連絡があったかと思っております。  
11月14日に殺害連絡会議の案内、とりわけ河村裁判終了  
後のマニヤ等について相談がなされるので、今も参加する  
つもりです。

ただし、例によって交通費等が不足しており、次のように  
提案したものです。同封のフロッピー（3年前の8月13日の  
河村裁判のうち合意の際に折中案と通じてお話しした案  
の2項目）による3万円を

私が7月18日に、不出頭した牧子さんの意味を止場いっ  
高裁訴訟で証言した〜今後応用していただくための費用、として



送っていただけませんか？（11月14日の東京での討論を念のため）

ただし、牧子さんに肉連する公判は、まだ続いております。  
次回は12月5日なので、河村さんが、ご自分が岡山へ行き、  
牧子さんに会い、ついでに牧子さんの マニヤ 法廷で証言した意  
志をおもむくには、前記の3万円を、そのために使わせて  
いただく最上です。（私が東京へ行く費用は別に作り出します。）

私が7月18日にこのように証言をおこなったのは、同訂の記録  
 (尋問事項書、証人調書、補充意見書各工紙)とよく下工紙は  
 お判り之考ります。原本のこの大まか要旨や反響はありするが、  
 証言の衝撃力は事態を根底から変換させたことあります。

海野さんから金子さんへ前記の記録を金子さんへ(海野さんの  
 意見と共に)送ったこと、大まか意味があること考りますので、  
 検討下さい。 (12月5日の公判までに 岡山新野2丁目6-36へ) 700

私から送るには、断絶が深く、かつ警戒心をもち、  
 金子さんには

あ、11月14日には、救援組の資金の残りの応用方法を  
 示すことと考ります。

(a) 報告集会 資料集の発行 と 互に

(b) 各参加者の心から持続してゆく斗争への委託 考ります

日かでは手に入りますか?  
 (田川、山浦さんの反響、  
 小林さんの服装問題、土の活動等)

また、伊藤久さんの遺稿集の発行がどうしておこなわれているのか、海野さんから  
 直接に(海野さんへ至由で)伊藤未七人へ届く合せて送るに考ります  
 返る方に考ります。

なお、今回の斗争の心づけ、山浦さんへ送りますので、検討下さい。

山浦元 様

（「新報法」11月号の記事は、お送りして頂戴。）

↑ 2ページコピーを  
お送り下さい。）

10、17日のお手紙及びお返事を拝見しました。

私の予定は

11、14 朝に神戸を出発して夕方に関内での事務行（会議）

11、15 日は都内でしくまらぬので夕方に〃（同建の例会）

11、16～17 午暮～神戸

で、今回は、お招きいただきありがとうございました。山浦さんの住居に訪ねる余裕が  
なく残念です。

（裁判関係の記録は、量的に多いため、除き可成り  
お返しが困難な点については、お詫言わせて頂戴いたします。）

ご返事と申すお手紙の点については同致します。内容的には、山浦さんには  
お返しにたいへんのこと、何れも申すに山浦さんの位置から補給  
費への深比と申すにたいへんかたじけなくあります。（お返しの点、資金の提供、面談  
の点については、）

とくに、救済組織の資金の理りの応用方法については、知は、かなり  
距離がありお話しはくはなれぬため、(a)、(b)のいずれの場合も、  
何れも申すにたいへん、意欲の水準以上のことはできそうにないです。  
ただ、(a)に拘束してのへると、'84.12.17事件に因する訴訟費用  
を納入せよと、告知がきており（コピー同封）、またお返すに要議  
や要請をしようとするが、この点については委託して下さる方には、知能の  
の水準を越えて意味は大変にと考えています。

'89.10.26 松下 昇

このままでも又お返は  
批評集の綴着の





山浦 元 様

1/1 1.5の お手紙 ありがとうございますとりました。

\*、 拝読すると 3.6月の件にこの場合は 直接送った方がよい  
の 話 問題の あり方 様々 <sup>※</sup> 私々には、話も子他で、  
あり 打ち込みに 上記の 内容 <sub>の 実態</sub> あり ため には  
10.30夜に tel. 連絡 した 際 にも 承 知 して いただきました。  
と いたしました。 山浦 さんの こと にも 感謝 します。

お送り下さい、 3.6月の 経費 にも あり 使 用 して いただく こと

\*2 此 詳集 の 経費 52万 - 2 5.62.11-9 は 納付 済 金 目 録 表 I  
の 1部 の 今年 の 10.9 は 納付 済 金 目 録 表 は 別 除 して いる、 と いう  
ご 指摘 にも お 応 じ しました。 比較 すると 全く 違 った 通り ですね。

別 除 の 理由 は、 よく 判 別 して いる

別 除 して 罰 金 に する 場合 は 労 務 場  
訴訟 費用 について は <sup>※</sup> 別 除 執行 <sub>の 区 分 が 2</sub>

2 年 前 の 小 冊 子 で は、 両 方 に 共 通 する 印 刷 費 は、  
今年 は、 訴訟 費用 10000 円 の 小 冊 子 と 別 除 した、 <sup>※</sup> <sub>と いう こと が 大 冊 子 の</sub>  
が 主 体 だ こと だ。 ( 判 断 して は、 1 日 2,000 円 の 別 除 費 労 務 場 で 1 月  
を 判 別 して いた、 と いう 規 定 には、 強 制 執行 10000 円 )

※ 判 断 して 3 年 前 に 労 務 連 結 会 費 金 から 加 入 して いる、

\*3 伊藤さんには、もう、刊行は、せめて半年はと書いておいた。  
 11.14 会議では、刊行が、早くして、希望、必要金額は、  
 伊藤さんへの意見で、そのあたりの方の意見で、はきいて、はいたか？  
 救済奨学金の問題は、正式の「X.V.U.」にて、「遠山」位置に、「3年」として  
 した。この件と、意見と、「1」に、「面」が、「3」の、「11.14 会議」  
 又、「過」の中で、「あ」り、「た」り、「考」え、「登」言して、「た」り、「思」って、「し」ます。  
 \*11.14 会議、「全」て、「金」に、「入」り、「し」て、「い」る、「普」通、「の」、「工」事、「に」、「し」て、「し」る。  
 主、「痛」感、「し」る。次、「級」では、「金」に、「か」か、「し」る、「予」て、「し」る。  
 \*14 新雑誌 X 11月号 特別企画のコロ - あり、と、「し」て、「し」ました。  
 ↓  
 どう、「の」、「系」列、「の」、「メ」ディア、「の」、「よ」く、「判」り、「し」る、「の」、「文」字、「が」、「他」の、「大」メ、「テ」ィ、「の」、「見」え、「し」る。  
 2、「年」の、「画」で、「あ」る、「こ」と、「は」、「確」が、「あ」る。  
 16ページの、「五」十、「歳」、「の、「文」字、「は」、「好」ま、「られ、「たり、「事」実、「認」識、「が、「進」んで、「いる、「と、「思って、「します。  
 本に、「限」って、「いると、「学」生、「と、「活」動、「と、「共」有、「した、「の、「で、「しる、「と、「学生、「の、「争争、「と、「やり、「の、「後、「が、「設定、「すて、「たり、「から、「解答、「の、「お、「しる、「と、「聖典、「や、「別紙、「や、「随時、「随所、「の、「刊行、「を、「しる、「と、「思って、「します。  
 25ページの、「中」身、「登載、「しる、「と、「まし、「知の、「概念、「集に、「出会、「いる、「と、「しる、「と、「あら、「ず、「かが、「あら、「わり、「は、「この、「に、「真正、「の、「文化、「人、「が、「生誕、「して、「いる、「こと、「を、「知る、「と、「しる、「と、「思って、「します。  
 (山浦さんを除く、救済連絡会のメンバー...?)  
 だけ、11.14に、「たの、「しめ、「に、「して、「います。  
 89. 11. 3 夕 山下 昇

山浦 元 様

11月14日の会議で確認された 報告集会についての「お知らせ」の原案を作成してみました。室内メールでの牛紙コピーをお送りいたします。

と世に

(放置しておくと、メールの件名が「11月14日の会議」になってしまう。何かをがらで各参加者へ連絡する気になったとしても、)

本題はは？!

11.14に確認された事項を全て把握して

連絡するかどうか、かなり不安です。...

連絡す

私の原案も、まだ不十分だと思っております。山浦さんには、この見直しを、室内メールにて下されば、ありがとうございます。

このバックパブに限り?

身お 敬務通信で、欠かすところですか? 知事は主要な資料

原案の「工学事業研究室」に書いていたのを、いま 園側に置いた

このバックパブに限り?

であり、自分の文章が、このところの、書いて室内メールを送る。以前に再入力したしコピーしてあります。(このバックパブに限り、園側に置いた。)

89.11.30 松下 昇

これは、私の「工学事業研究室」に書いていたのを、いま 園側に置いた。このバックパブに限り、園側に置いた。このバックパブに限り、園側に置いた。

追記

① 宮内比呂子紙の追記は、宮内比呂子紙、知と池田に「大塚の件」と評したの件、東京に受ける。そのの発想の佐工に力、力もした。次の機会に再び、この件を批評をくり返す予定は

徹底批判をしていくつもりです。(とはいえ、佐工を理解する前提として) 大塚の件は、佐工の洞察力に不足を認めます。

② 河村比呂と坂本比呂の 本レ 相互にかかわる文書として

- 193.11 坂本比呂 → 河村比呂
- 11 河村比呂 → 坂本比呂
- 195.2 河村比呂 → 坂本比呂
- 2 坂本比呂 → 河村比呂

→ 宮内比呂の各コピーを河村比呂に送ります。  
~ 幻想性の押圧  
『社会主義』 国家の力と 道徳

(一定の度合で)

知と池田 坂本比呂の資料の整理は正しくかたどって、同時に、その不十分性の指摘を 河村比呂 の1分証言 (10月に河村比呂へ記録を送り、山浦比呂に手回覧していただいたこと) により、公然と明らかにしてきました。

③ 山浦比呂が 1/16 14日、知と池田 を刊行して来たパレには、因ら、

唯一の要約は、河村比呂 のこと、と発言された。貴重資料として、河村比呂 のことを別紙にまとめておきました。

その中の項目 (とくに ③) について、お尋ねを承知いたしました。

この手紙は、河村比呂 から、知と池田 を返すために回覧して下さっても構いません。

④ の本に言及した 河村比呂 証言集 (上・下) を回覧いたします。今のところ、お送りするのは、山浦比呂 に送ります。

宮内 康 様

11月14日～15日には、いろいろとありがとうございました。

救護連絡会の報告集会についての「お知らせ」原案を作成していただきました。（宮内さんは、ご多忙でしうから）

1. の日付を3月20日（土）としてゐるのは、21日（水）の同題の月例会と連続させるためです。

「お知らせ」には、救護資金の残りの応用の仕方について、ふしやしませんか。パレフを刊行した後で考えられた方がいいか、と思いたためです。（集会をかりる費用や、毎年の11、14参加費用の山浦さん

立てか之分3万円もありますから。←できれば、3、20に参加する時にお願いいたします。

ご査目に、お失敬をお詫言います。

文章全体について、ご自由にかまかえて、各参加予定者へ

送って下さるよう、お願いいたします。来年1月に入ってからすぐには年内に、おそくと

89.11.30

松下 昇

追記 — 本誌と池田浩二氏とは「大塚の件」と評されるように、知等の関係ではあります。本誌にもと巨文をもちいたたか、てありますので、そのよきと認御は、ついでにたたき、お願い申し上げます。

コトバカニシ

↓(例一部左賢知謝人の認作の性質)

河村隆之様

83 大学祭 江木ゆうへへ 招請状 お送りします

何点が早速に書かせて頂きます。

昨年の大学祭 連絡を2月以後 何回か 不届いして  
いますこと、どうも、ご迷惑でしたらどうか？

（秋子との話で、昨年の2月の3日に開示されて  
いたメールの開示。

は、その旨を聞いて、おかしな点と、「秋子からの伝言」  
として2月20日おられたことと、また本質的に伝えられて  
いたこと、と思っております。

（本質的に伝えられていない以上、私はそれに基づいて  
何かをするということは一切できません。この1年間に  
私のお礼からあなたからの開示を待っています。

そればかりでなく、このままでは、あなたに語り、これにて  
私に何かを伝えるつもりで、聞いて下さる  
秋子の〈感性〉（～RBから行方を知らせたいという  
（おいて、何もしないでいて誰かが何かしに来た  
という受身的な～没主体的感性）を助長するばかり  
と思っております。

今年、年賀状で「家族の幸福を！」と書いて下さったのか。

私は「家族の革命を！」と対置したいと思っております。

(前にお送りした～103通信～(0)号1面読んで下さった

のか?)

<中村主人>ではダメなのですか。

<家>～<家族>～<家庭>～どれも主要～重要な

斗争現場～革命戦線の一つでは無いでしょうか。

おそれなく今年の<sup>大卒後</sup>この年末に配達下さる。

この本に参加して下さいようお願いします。

継続的だから、それだけではこれまでの河村さんの連続

この本への参加が、(これを失ってしまうのでは無いかと

考えていることを付記させて頂きます。

～1983.11.5～

坂本幸信



83年11月? 坂本七郎 201-14

(河野三郎は牛乳に目付けがなからず、よく判りませぬ...)

No. 1

201-51

お返事ですが、再三御手紙をいじりながら御返事  
本さすお申し訳の無い、ません。和の方も10年12月改判  
の判決が11月29日11条と決まり、勝敗を度外視して  
本年の意見書の勝敗とありと確信してあります。

さて昨年以來秋子さんとあ逢うて以来私伯人の  
意見をさしつかへて来ましたが、このことは坂本さん自身  
で問題を整理し、解決を図るのか、否と見えて  
来ましたが、とりわけ象徴的の問題は私自身で  
さす方々にしてもこの状況にあり、とこそ人様  
に近言来する資格も自信ももたあわせたい。かゝる

一年間経過に何となく自分の意見と判断をまとめて  
みましたので一報いじります。初めに秋子さんの意見  
をまとめた点と ①RB3021: 免状後吾々の批判があ  
らうから(親子ととも)に之を来す = 之を是は天位  
にて来すて来す証にあり。② 今与あ、仮に夫の心身  
とも不健康にても迎之入水子用意あり ③ 親子  
三人がRB302から本心は母親の批判され、子供  
二人は心とく心に傷つて、子供が本心事を申し  
出たことあり ④ 裁判の証言に立在なとは云うことあり  
⑤ 坊やの集まる件 ⑥ 何故一人を私に召喚して  
来すのか

私の以上の発言と文字通り信じて判断した場合

④の問題と解決法にはまず③の1行を解決して  
 後は「存在」と考へます。即ち③の発言が事実であれば  
 「それは」はつまり「正道にもとる、人間として  
 あまじいと判断せざるを待たせん。  
 果ては大学と斗って事では王様に「敬愛」とお礼に  
 果ては意味を包み込んでおきます。  
 この裏に同じ③の事実であれば即刻土下座に  
 して謝罪するに謝罪するにありませぬ。  
 ④の問題は必ず解決せざるを信じて可。

次に⑤の問題について考へますとこの裏に謝罪  
 するは同様に述べた通り、事実はどうなるか私自身  
 はわかりませんが、何らかの形で謝罪せねばならぬ  
 私の意見を述べたことかおまします。

以上の裏に同じ松平さんにも申し述べた通り  
 勝手なことで申し述べたのであつたこと申しわけなく  
 と思つてあります。今日の大学等は利権の争奪地  
 本席でも王様もどうも皆敵と話し合つて下り  
 又機会がありまして、うへでも同様に申しわけなく  
 してあります。お返事で

坂本様

河村



今回の貴殿の思想が正しいと認め、受け取ら

ないこととあわせて他者に書かす可なりとせ

と考へたり。流しと自分の思想は全面的に正しいと

は思つておりました。何かを述べた丁史の墨存子

二人が全面的に一致するなと云ふことは

あり得ないと思ひました。このことは本誌下の

御家族も私の家族についても云へます。

どうか子信様か秋子さんへ「流し」の事と

解らぬはよく、御自分の思想の理解を

なかつたと解可なりとせよとせうか。

もう一度御家族の皆様と話し合つて、子信さん

の事と考へて下さり。

よりの小生の或る条件の下の可なり。

松下氏の政治理想書及び河村氏の理想書

をへて212当初は支那の太い一合作の目的

甚だしく述べられた。その後太子<sup>親</sup>接見会。

又此の二つを并置して見ると私個人は

主張の強さを、皆存にとりて時局的、努力の

に不可能のありと云ふ主張の圧倒的である。

その結果中大権開を遂げて御世を

なすといふ、石田先生及び河村先生があらう

うけつた、と云ふ事。

中尾先生の私信も同様に可なり。(松中先生の生活の報告や依頼一略) (松下)

書中の御身体を大切に

坂本様

河村院へ

(日付が早く、又とてよむ時に不便 — (松下))

河村隆二様へ

2月初旬のお手紙うけとっています。

3.19の裁判には間に合うようにお手紙をいたしたの  
ですか。大学祭を考えたシノボシウレ7回(昨年11月~  
今年11月—松下さん4回に参考)の討論報告作成作業  
に追われて何日も徹夜がっつりです。→同時パポ  
状態で、また4月に入り、日常活動の提案返し~総  
括といふことをめぐって4月1,2,4,5日の集中幹事会  
(国大学友会の実質的最高決議機関—80サークル代表  
から成り。例年は10日以下しか開かれず、なか  
ら学友会の根本的立(た)て(め)方し~自主管理自主運営(の)創出  
を旨とし)を41回(1)開催された)が、大ゆとりでゆれて  
おり。大学祭を考えたシノボシウレの最終報告書の  
作成出稿期限が4/20に迫っている、といふ有様で、  
時間的制約と格闘(ご)ながら書き始めている次第です。

長々とこのように様子をお置きしましたのは、「総括」  
ということについてふれたからです。

同時に国大学友会活動総括パポ p2~3へ「総括とは  
何ぞ?」という質問(学生が自力で書いてくれ  
ます。)というのがあります。

この中に次のような文章があります。

「総括とは、それまでの活動(内的・外的・可視的・  
不可視的の活動)をふり返り提案(め)方し、自らを合(あ)は

情状をみまかした上で、今後向うべき方向を見いだすこと。  
あるいは逆にある方向を探うつ。それこれとついで活動を  
提え直す作業である。

自らの活動をさるは、若くは、見ようとしつければ見えないし、  
それは必ずし意識されて行われるものではないから、見よう  
として見なければ見えてこない。あるは虚を見て実を見れば  
見つかう。

しかしその過程で見えてくる方向性が、自らのごく自然な情  
念との間にズレを持つものであった時、さらにはその過程  
を深めようとするときさらにはそのズレがなにかと思われる時、  
虚を見ていて自分に気付きつつも実を見ていようとしたら、  
これが実であるとき自らを納得させようとしたら、理想と現実  
とのギャップにリ帰結させてしまおうとする。

だからその過程が、そこでストップすることになり、  
その時見えているものは、本来的なものとは別へべつもの  
単に表層部分での自らであり、自らの活動であり、自らの方  
向性となり、  
だから真にそれまでの活動を  
見つめなおそうと思えば、そのズレを合みつつ組織  
していかなければならぬ。

教えられる文章とお思いになりませんか。

河村さんのお手紙を読ませて頂いて、(潜越みから  
家族-対テ-マについて 裁判テ-マについて(従って  
両者を統合、包括する河村さんの生き方について)

3  
〈総括がない〉と感じるを得ませんでした。

卒直に記させて頂きます。

・ 家族〜対テマについて

はっさ)申し上げてこれでは河村さんか何故これでお返事下さらぬか、元のかわかうません。

それと、これでは河村さんの“士道”=近代個人主義  
という事になってしまいませんか。

すいぶん前に承りますか、河村さん、松平さん、の2家族、  
私・家族が(宝塚動物園でこい、よした)ことかありましたね。  
あの頃河村さんの〈家庭の危機〉を伝え聞いていたの  
ですか、河村さんにおいていまどう総括されてい  
(よ)か、〈カスをつかまされた〉的の奥さんの発想に  
どのよう方向性でいこうとされているのでし  
ょうか。

この発想の根拠は 転倒されるべきこの〈世界〜世間〉  
の価値基準であり、変革とはこれを転倒していく  
のでなければ真・変革とは言えないと思ひますし、  
ましてこのような発想に合せてよとするの  
は全くナニセエと視えます。

さらに、裕美はるか仮に河村さんのいうように

「秋子の思想を受け入れ」「坂本の思想を受け入れ

ながら、理解(可)か、元」結果のうえに現在に

至っているとして、裕美はるかは自分の「受け入れ」方

「理解(可)か」様をとら返す道を、自ら閉ざす権利

人に閉ざされる権利(?)も持っているといふは可です。



(「誰れ自分の思想は全面的に正しいとは思っておけません」  
は、裕美の考え、とらえ方、理解の仕方について  
いわけはならないはず)

大人であろうと子供であろうと、自分の感じ方、考え方、  
もとのとらえ方が絶えず検証の道へ機会に開かれて  
いなければ(そうしようとしないように努めているので  
あれば)、思想～心の「自死」に等しいのではあり  
ませんか？ 河村は母親の「思想」を受け入れて  
或いは自分の考え、感じ方から母親を誘って母親と  
いっしょに「自死」する子供を、それも子供の選択の  
権利だとおっしゃるのでしょうか。

\* 裕美の「かたくな」(心の決り方) — 秋子とこのとこを  
訪問された時に感じられたのではないかと思えるか—  
は一見大人びて見え、秋子に指図しているかに  
みえますが、秋子の自己防衛(親との間、二人の <sup>私との</sup>  
問題)を二人の問題としておこなうことを避けよう  
とする)を代理させられ、表わしているに他なりません。  
(娘には、母親の「願望」を母親自身のように感じたり、  
自分をおしこめて母親の「願望」をかかざるよう、  
それにそうようふるまう時がある、さらにはその  
「願望」を自分のもののように感じさせて母親の  
心の負荷をあらかじめ軽くしてやることも <sup>ある</sup>)  
というのは 渡本さんの指摘ですが、ある女性心理学者  
が、自分の母親との関係を分析・総括してつ  
記している「母/私自身」という著書において明らかに

しているところでもあります。

次に「オミダシの介入」ということについて述べます。

秋子からはおそらく決しておきかたではない(秋子自身対象化しようとしていない)と思いますが、

私が「二人の問題」を、二人の問題としてとう出し、  
するあい、とうくだとやしてきた過程で、「オミダシの介入」  
のようにしてきたのはむしろ秋子の方です。

最初は東京の義兄、知人、どこかの“先生”(“思想家”  
とやらに相談していた、ということも言っている  
ことがある)、裕美たち……果ては福祉事務所

↑  
奇異なことにうけとられるかもしれせんか。  
「二人の問題」を二人の問題として  
とう出し、でき合おうとする事については  
やはり「オミダシ」でしょう。

(の職員)といったように、

おそらく河村さんが問題とされておられるのは  
「オミダシ」の介入の「質」のことだと思っております。

— 何故なら秋子のそれら「オミダシ」の介入のせいで、  
仕方はさき知っておられるから、とて。

河村さんご自身の秋子宅訪問もまた(オミダシの介入)と言え得るものだからです。(お氣を悪くされ  
ないで下さい。河村さんのご好意は重くわかっていて、  
また私やその他の<sup>関係者</sup>も参加者も同意していたこと、  
ということはおしあわせで、問題~論点をほらさう  
させるために、そしてご好意を真にうらやまの心として

生かしていけるよう、記しています。

とすると、

つまり問題は「孝三君の介入」そのものではなく「介入」の質だと言われているのだとすると、上記した「孝三君」ら及び河村さんの「介入」に共通する「質」は、「秋子に対して批判ないし非難の矢を向けない」ということである。河村さんか問題としておられる「孝三君の介入」の「質」は、「秋子に対して非難ないし批判の矢を向けている」といふところにあると思われまふ。

何かか視えてきませんか？

つまり前者に共通するものは、「家族」(～家庭)～ま「妻の座」の絶対化である、というように。

<RB問題>(単なる「坂本」家庭の問題)では決してない)の極(それはここにある)です。

即ち<RB問題>にふれる者は、自らの「(家族)という(ま)」「(対)領域の問題を根本的にとらえ返し

総括しなければならぬし、それを行おうとしない者は、<妻の座>に居直り、<耐える妻>像の中に自己消費(していく<秋子>(～すべての<妻>たち)「とらえて(とい、は(?)に)」

生きること死ぬることでもできない緩慢な消滅過程をたどるしかない、ということ。

おそらく河村さんがこの簡不返事下さるうとして  
 なかなか書けずば 着せ込んでおられたのは  
 今このところ — つまり河村さんにとつての (<家族>~)  
 <対>テーマの総括 ~~の~~ ~~不~~ — ではなか、ら  
 のでしようか。

今こそ、あるいはその困難さとは何かをこそ、  
 お書きなさい。その過程に遅れの意味を敷衍して  
 書き記して。'83年11月19日付の私へ河村さんへて  
 手紙の写しを秋子に送って頂ければ、とお願い  
 しているのです。

○ 裁判テーマについて

お手紙で事実経過をお伝之下りあうかとうごうまいな。  
 しかしお書きなされたのは、どう総括されておられ  
 のか、といふことです。

といひますのは、松下氏の控訴取違書案を必用<sup>（ラフ）</sup>  
 弁護士にしてやぐ切る方針と、弁護士の力を  
 つけてやる（弁護士主導型 — 専門家の中での裁判  
 — にならざる可い）方針とでは、根本的といつてよ  
 りかゝかあり、後者の方針を前者の方針に近づけて  
 ゆくことは 相当深刻な弁護士との ~~自主~~ 自主性（衝突や  
 対立をふくみ、またそれを止端にいく話し合い~）を  
 くぐらぬければならぬ、といふこと ~~は~~ 私へ刑事裁判  
 やRB公判をふくむこれまでの 下学斗争裁判の

経験から感じているからです。

(R.B.公利は、現在)

5/16に10年5ヶ月  
再開された。

α. '75年以て来の2れ合取消訴訟 α' 宿舎明け渡し訴訟

β. 親子の問題をめぐり福祉事務所・県知事と

相手とつれあ (83年から)

γ. R.B.302の住宅扶助(生活保護の一部)をめぐり

福祉事務所・県知事と相手とつれあ (84年から)

の3件が あつたか、α~α'以外の弁護士をして  
やっています。

そしてそれだけではなく、前者の方針をとることは  
必然的に補助参加をふくむ必要が求められる  
でしょうし、私もその必要に応じてつれあといと答えて  
いた(いる)からです。

いま、(〈系統〉)〈対〉テマと同様、〈弁護士〉~  
〈支援者〉との関係の総括が必要なのではない  
でしょうか。

(おそらく、共通する問題性が視えてくるのでは  
ないか、と思ふのです。)

長い手紙にどうも1紙、前週には条件と一括して  
(書き出してから10日ほど) ~~12月~~ (12-21に) ~~12月~~

お返事お待ちしています。

裁判の進行状況とあわせてお知らせできれば  
幸いです。

草に

~1985.4.8~18~

坂本守信

追  
返  
答  
し  
ま  
す  
。2  
月  
の  
お  
手  
紙  
と  
こ  
の  
返  
信  
は  
、  
同  
封  
じ  
に  
お  
手  
紙  
の  
分  
を  
お  
返  
し  
し  
て  
お  
ら  
れ  
さ  
し  
ま  
す  
。お  
手  
紙  
の  
分  
を  
お  
返  
し  
し  
ま  
す  
。

~ '89. 11. 30 ~ 松下

\*、ワープロの使用によるマウス方向の問題点

1. コレビュー技術文明に包括されている。
2. 合理化や管理しやすい環境を自らつくっていく。
3. ことばを扱う幼児や居住者や障害者の表現手段が少なくなる。  
 (とくに言語ことば) <sup>例: アリス</sup> <sup>や障害者</sup> 現代の技術文明の <sup>でいし差を拡大する。</sup>
4. 少年の言語は <sup>計算機</sup> 計算機を用いて、ワープロで作られる。
5. 製造段階、廃棄段階での <sup>化学物質</sup> 半導体による地下水汚染。
6. 表現能力の ~~技術~~ 依存による退化、画一化、傍聴化。  
<sup>設置 ~ プロセッサ</sup>
7. 自分の直接表現の特性を生かせるようになる。

この他にありうる点、指摘して下すのは徹底的に考えてみる。

1~7に就する点の考えは、次のようにまとめる。

- ① 示されるマウス方向性をつねに意識にふき、止揚 ~ 解体の方法を、かわりにその全体的な議論として、この意識の度合を、実験的に使用してみる。
- ② 次項米より1~7の比重が大さへ、この結論への使用を中断する。
- ③ 現在使用している全工の技術に就して、同じ原則を適用していく。

公開と、平等な使用を要求する

\*<sub>2</sub> ワ-ワロの使用に5、2 目指して3 ワロ2 方向

1、使用の直接的契機は、昨年この時の櫻通信の刊行（活版印刷）に10万~15万円を要し、校正や印刷の過程にかかると労働者の訝外感を知ったからである。自分で購入する経済的余裕がないので、所有して置くことが出来なくなりました。この結果、ワ-ワロの刊行費用は5万円以内で済み、表現—刊行—配布の全過程に全責任をもちてかかるといえるようにできています。

2、この場合、作成する文書の全てをワ-ワロで印刷して置く、

比喩的にいって、全情説に拘束する〈一行の詩〉と訂正された瞬間

にたいして、ワ-ワロ（この心の中の全ての存在）にたいして〈ワ-ワロ〉の水準（直接表現）

で表現しようとする。裁判所及び文書、会議のしるし、年報等と

1、ここから先年書きた録する。必要に応じて〈職場での使用との位相差〉〈爆弾〉による表現を必要とする。

3、\*<sub>1</sub>の諸点に対応して2の2と、1~2の危険性は、その

解決方法を提示して示す。3~4については、言外した人々の

立場による〈ワ-ワロ〉の実現については、知るべきには使用して置く

のだ、という苦痛を共有し、そのイミを提起していった。5、11、12

解決方法が提示されたのは、直ちに実行する。（ただし、物質的汚染の問題

と物質的—幻想的汚染経路と（この問題を解決する方法を模索している。）

6~7については、前述の\*<sub>2</sub>—2の実現を夏版しているとは

思いつき、自分自身として置く。マウスを動かすから、他項目も含めて

遠慮なく指摘していったのだ。

3.24 証言集には、この3つの方向に生かされてくる。

松下昇様

No. 1  
 十二(三)十四時に仕事を終え、小田まで上野へ。十六時発、武蔵園行にと乗る。  
 一、二工時、野越地着。駅前のビルビルを覗いてみる。なんと私は一人。  
 一晩中、早稲田が吹きまわす。木造(モルタル)の郵便局が、夕ぐくの中を、  
 ながら揺つて、一翌朝、七時三十分発のバスに、竹田尾駮方面へ向かう。日照  
 のせりか。暑さ、暑さはたうせん。運手さんは、冬装束に、  
 つも送る。一、九時近く、泊瀬村。高梨送着事務所に着。泊り込んで、  
 いる若者達と、八が千の宛先書き。送着君達が、  
 来て、村内どうのやに、私達の担当者、車七、  
 ない。牧場、  
 する。各々を、  
 神(王田)の、  
 冷たい反感。二時向、  
 たとの感。送着より、  
 考ふ二、

No. 2  
 ありと居ると、  
 しこくれた。梅干、  
 の旅館の、  
 を、  
 形、  
 に、  
 ために、  
 半、  
 る。ひと、  
 居、  
 松、  
 坪、  
 感、  
 か、





工場をとり、製錬用木炭製造のたぐい、千島や次郎、森林を破壊し、伐せし  
る日本企業。私とは異なり、極限状況下でたまたまこころを松下さんに  
とって不適当な発言である。私は、発言は、面々に自覚し、しめた。田舎  
感、は、千島や次郎を上げ、<sup>(金持)</sup>「こころの所有者の言葉」であるべきです。  
にもめ、ゆ、た、こ、ま、じ、考、え、入、ば、な、か、た、多、く、の、と、を、合、め、て、も、の、り、か、  
ごと、に、屋、角、を、た、た、米、を、研、易、し、て、半、は、米、な、か、ら、も、言、つ、て、官、か、た、  
と思、こ、り、ま、す。申し、ゆ、千、島、や、次、郎、ま、だ、一、に、そ、う、で、有、敗、う、シ、カ、リ、マ、シ、タ、。相  
崎、ま、た、内、外、上、は、<sup>(聖徳太子)</sup> 功、に、任、ぶ、た、ま、う、た、。文明の全盛期——ワ、カ、ロ、ウ、  
枚、燃、焼、に、到、る、ま、で、一、の、核、心、に、思、つ、て、ま、す。私、も、後、進、的、に、考、え、な、か、ら、  
た、甲、し、り、ま、す。今、後、ま、ご、教、示、下、さ、い、。

No.5.  
十日末の夜間を連へる時、ゆ、千、島、や、次、郎、を、同、様、し、し、な、ま、す。 (下北村が、  
千、島、や、次、郎、と、し、て、少、額、を、納、め、ま、す。証、言、集、代、也。 ) 村、長、の、結、果、は、  
窮、乏、な、も、と、を、一、時、凍、結、妥、協、候、神、に、控、束、す、ま、あ、ら、う、人、々、を、送、り、出、し、  
得、ず、も、と、は、可、能、と、り、成、敗、を、得、ま、す。む、し、よ、そ、を、考、え、識、を、私、達、自、身、か、ど、こ、  
まで、支、那、し、う、ま、か、の、同、じ、や、い、ま、す。ゆ、ゆ、ま、た、に、信、道、は、何、れ、も、言、え、な、い、か、ら、  
む、か、お、願、い、ま、す。と、涙、を、は、れ、く、る、村、長、の、方、に、た、え、な、い、と、思、い、ま、す。  
一九八九年、十二月、七、山、浦、 云



理解の回路に向かいながら書いて貰いました。では後は、

a. 論争の参加者と内容

b. 解体宣言(コピーがあるのか)

c. その後の経過

} ひとつはご教示下さいませんか?

③ 松の前後の経過の三つに付して、その中の二つはお尋ね下さい。取り急ぎご返しました。ホッとするといいです。とくにワキワキのテーマに?への山浦さんの批評は嬉しかったです。けれども、ご本人と松の考えを具体化するごことが、本当にうれしく、感謝しております。まだ不十分でもあり、全体的に「技術」のテーマへ拡大へ応用して頂くためにも、今後とも、よろしくお願いします。お見送りいたします。

④ 11.14に議題に上った五丁嵐の取組に手紙を出したと云う山浦さんからの返信と何となく同時に、相模女子大から進め山本聖過に宛てる資料を送って頂いたのをごコピーを同封します。河村さんへも回覧して下さい。何ともヒトシ元・東大全変で済ませたいけれど、これは潜在的に全体的元・全変について伺うのがお知りなす。

⑤ 河村さんへ山浦さんのことに関する教務通達の内容は、コピーが刺し付けお知りして下さい。又、それ以上に、補充すべき資料について試案を考えて下さい。 (お送りしたか、年月係りにして) 知をやりまします。

⑥ (3.24) 証言集(上・下)をもう一冊ずつ同封します。12.21にはお告別があり、多分、被差人は不出席し、非・法的専門家は松が4に居る(5)不可視の委員層の存在が、しつと耐えて、すい、ていようと思ひます。

宮内 康 様

※ 別便の報告集会の日付についてです。

① 3月20日(火)にて開催予定でしたが、次の21日の祝日であり、この日に同建の例会があるため、判断をいたしました。この日の例会がある場合は、このままでの開催はできず、別の日に設定する予定です。その前日にして下さいます。

② その他、会場予約などの都合で変更の必要が生じる場合の判断はさせていただきます。同建例会の日も隣接していても構いません。

③ できるだけ早く日付～会場まで参加予定者へ連絡するようお願いいたします。

89.12.7 松下 昇

追記

(年内)

手こじに認領する。救援資金から6万円を出して

\* 3万円を 243-03: 海老名市 3丁目 1-3-506

の山浦元七へ

11月14日の会議へ

\* 3万円を 誰へ送って下さいか?

(無) 脚の折れ

3月の集金の款項を今342260円とあり、年末まで送らねばならぬ。

(3月までに、まだ仕事で遅延して入金して、~~送らねばならぬ~~ 送って下さい。)

先着順

か (11月14日までに、山浦元七へ送っていただく予定です。)

山浦元 様

先日の12.14日の手紙への補充として記します。

① 12.14日 — 12.14日付の宮内省の現金書留が不明な送付先で  
 戻された。山浦様宛てにまで送られたか？ 少し不安な感じがするが、  
 3月の報告集の出来は手配は済ませた。不承不承で済ませます。1月  
 中旬まで待つべきか？ とお聞きした。とくなくはいと答えておきます。

② 12.14日 — 五十嵐様宛ての文章を自動的に印刷したか？ という点の  
 件については資料を添付して送付したか？ その点として新聞誌  
 X、8月号の3月号の宮内省の文章の工本費をお送りします。

③ 関連した思い出したことで、河野氏の周東学院大の12.14日  
 後援料の引当金も戻り、撤回した。そのこと自体は周東院長から  
 知らされたという全道が長官に記憶し、へがらも河野氏に  
 知らされた。河野氏に記憶して一筆を添付する。山浦様は撤回  
 の理由が不明なままか？ 又、相談にのって下さるでしょうか？

④ 12.21日 — 12.21日の大塚地裁の公判には、ヤリ被告人は遅れた事  
 事案の転送は国選弁護人の12.24日証言集とで戻された。そのことの影響  
 しての弁護人と裁判所の交渉で当日の公判は延期されています。今後  
 困難な過程が予測されます。一つは既に述べたように感じています。

(転送は五十嵐様宛てに送付していただきます)







山浦 様

遅れおしれたが、松下さんの旅費の立替分  
です。

先日の会合の結果についての松下さん  
のメモが届いていすので同封します  
(他の皆さんにも送る予定です)。

日程、場所等については、また後日  
(集金の) 御打合せしたいと考えています。

とり急ぎ用件まで。一応の御返答を!

'89.12.14

宮内 康

反核燃裁判  
関東だより

第0号

(189.11)

# 燃とめよう

発行：核燃とめよう！ 一万人訴訟 関東のつどい

連絡先 千葉県船橋市芝山7-38-5 ☎0474-69-0336 鈴木敏嗣

制作：関根秀夫 東京都秋川市草花1346-4 ☎0425-59-8482

## 9・29 第1回裁判『六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取り消し請求事件』報告

「意見陳述では全員要点をまとめて話せた」

「これなら勝てる」

「率先のいいスタートを切れた。今後はウラン濃縮工場の建設を安全と判断した国側の理由を準備書面で提出させ、情報公開に向け一つ一つ釈明を求めていきたい」

原告弁護団記者会見（青森県火災共済会館にて）

国側は予想どおり、「原告

が（施設の）許可処分で侵害されると述べる利益は法律上保護された利益ではなく、原告適格を欠く」と主張しました。国は裁判に入る前に、原告の訴えを却下しようとする努力しておりましたが、残念ながら裁判所は審理を続けました。私達原告側の陳述は、5月17日科学技術庁でおこなった口頭審理での内容とほぼ同じもので次のとおりです。

一、許可の無効・ウラン濃縮には明文規定がない

二、手続き的違法・立地受け入れについての県民の合意がない

三、内容的違法・許可申請書に施設の種類や設備が詳細に記されておらず、許可は不可

能。申請書の一部が非公開となっており、国側に安全性を公正に審査する意志がない。

なお、裁判官・傍聴人らに対し、原告団の訴えについてより一層の理解を深めてもらうために、冊面のやり取りにとどまらず、生の声をという事で原告団の代表が陳述しました。これらに対し、裁判官がうなずく場面もあり、今回の裁判ではなかなか良いごたえだとの報告を伊藤弁護士より受けています。

### 《裁判所 国に要求》

「次回期日までに原告の請求原因について認否するように」と求めました。このことから裁判所の判断は、国側の「原告適格欠く」という主張は、

今のところ

問題にされ

てないよう

です。裁判

所が原告適

格を欠くと

判断したと

すれば、審

理は続行さ

れず、ただ

却下で 終

わつてしま

うからです。

東日報より



横断幕を掲げ裁判所に入る原告団

10月20日核燃とめよう！一万人訴訟関東のつどい

### 核燃裁判緊急報告会 開催

詳しくは2ページ

「核燃とめよう！一万人訴訟関東のつどい」（以下関東のつどい）では、10月20日、本件裁判の報告会を代々木上原の上原公民館で緊急に開催しました。報告者は弁護団から伊東良徳さんと、関東地区から口頭弁論にのぞんだ生越忠さん・山浦元さん・井上年弘さんに来ていただきました。なお、この報告会お知らせに間違いがありました。地図上の取南口を北口と書いてしまいました。ごめんなさい。

次回第二審は来年1月19日  
第三審は 4月20日  
第四審は 7月20日

次回より このページは、星徹さんに、インフォメーションなどを含むページを作ってくださいようお願いします。

世田谷ネットワークや原子力資料情報室などの仕事で忙しい中、よくぞ引受てくれました。唯々ありがとうございます。

ちなみに、この通信の『げんこくだん』のロゴを作ってくれたのは、星徹さんの奥さんの星正子です。また、星正子さんには、現在会計をしていただいております。

予告 次回より「下北物語」（仮題）を鈴木敏嗣さんに書いてもらうことになりました。

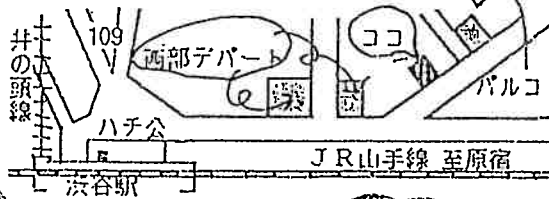
## 『核燃とめよう！ 一万人訴訟関東のつどい』 例会

のお知らせ 11月18日（土） PM 2:00～5:00

ところ 『住民ひろば』 公園通り渋谷バルコてまえ

山手マンション（山手教会、ジャンジャンのビル）

2F 203号室 ☎ 03-464-8840



### いらぬ核燃！ 原発とめろ！ 11・3大行動

■会場=宮下公園（渋谷駅下車徒歩5分）

■予定=11月3日午後1時より集会/デモ出発  
2時半呼び掛け=日本消費者連盟、日本はこれでもいいのか市民連合、原発いらない！しっほの会、とめよう原発世田谷ネットワーク、原発を考える品川の女たち、下北を原子力半島にするな！東京連絡会、下北半島を要する会

#### 編集後記

9・29 ウラン濃縮裁判を傍聴して

青い森公園での前段集会と青森地裁で、原告団は、みな生き生きと自分の思いを熱弁しました。それは決して権力や金力でおしつぶせるようなものではない。一方、被告側は全体として生気を失い、仕事としての義務感で来ているという感じだった。皆がそれぞれの仮面をかぶり、人間性を感じさせない。

いのちと自然を守るため、民主主義と真実を守るために、厳正な司法の判断を期待しています。星 徹

# NO NUKES

#### 編集後記

89年4月に正式発足してから半年余りが過ぎた『関東のつどい』により活動の核ともなる通楯物が生まれたことになりました。関根秀夫・礼子ご二人の大決断に敬意を表します。

関東各地からの原告や支援のみなさまの熱い思いを伝え合う場として丈夫に元気で育ってほしいと念じます。「つどい」のみなさんすべてのものですから、どんな発音でもけっこうですので、積極的なご寄稿をお待ちします。年賀状や器中見舞いのたぐいなどもお寄せください。

また、青森（八戸）本部の活動の一助として、青森県内や六ヶ所村の動きもできるかぎり伝えていければと思います。こちらから原稿をお願いしたり、インタビューしたりすることも考えていますので、ご協力よろしく。では、反核燃・脱原発の大海原へ航航！

鈴木敏嗣

#### 編集後記

思えば去年の春に、アイリーン・スミスさんの講演会に行ったのが運のつきでした。原発止めなきや、だから核燃止めなきやと何にも分からないのに NO NUKES というミニコミ紙を発行し、近所に配りはじめ、ちよつと原発のことが分かりはじめた時、原告団と出逢いました。『関東のつどい』の通楯物を引受たのも、やはり、核燃止めなきやと思う一心だけでした。皆さんの力で通信を出し続けたいと思います。なお、この通信が0号なのは、通信についての皆さんのご意見ご感想等を、例会にかけてから、正式に創刊号としたいという考えからです。

関根 秀夫・礼子

# 核燃裁判始まる！ 緊急報告会

第一回目のウラン濃縮裁判が去る9月29日に行われました。関東地区の新聞テレビ等マスコミでは殆ど報道されていませんでした。(毎日新聞に数行の記事のみ)原告・支援の皆さんに、裁判の様子を早く知らせなければと、緊急に10月20日報告会を開催しました。

10月20日ウラン濃縮裁判の報告会では、お知らせの地図の間違いから、2、3人の方が迷子になり、たいへん御迷惑をかけました。また、会場規制上の原因から、原告団の名前と違う固有名称がつけられました。原告団の名前は、会場を借りれないということが、現実にあったからでした。(そろそろ私達の目からも、硬直した核管理社会がはつきりと見えるようになってきたようです) 会場には平日にもかかわらず三十人ほど集まりました。鈴木さんの挨拶の後、井上年弘さんから、前段集会・裁判所の様子等の話がありました。

## 井上年弘さんのお話

電力消費者とりわけ都市と都市周辺の大量電力消費者は、原子力による発電が電気の一部をになう限り、核のゴミにも責任を持たなくてはならない。電力消費者の義務として、原発から産み出される電気と、同時に産み出される核廃棄物は私達消費者の問題である。ウラン濃縮工場は、六ヶ所を灰の捨て場とする

ための計画の一部にほかならない。また、消費者の権利として、安全なものを食べたい。青森の農産物・海産物はどうなる。六ヶ所の核3点セットが現実のものとなれば、安全な食べ物を食べる権利が奪われる。(紙面の関係から一部しか紹介できません) 井上さんはこの他にも多くの問題を指摘しておられました。

## 山浦元さんのお話

原発・核燃を推進する学者インテリの攻勢は今日大きくなりつつあること、また、その構造についての話がありました。本件裁判で強調したかったこととして、去る5月17日

行政不服審査法にもとづき、科学技術庁で行われた訴訟中、科立て口頭審理の場での、科技庁のノーコメントの違法性について、これは、今後行われるであろう低レベル放射性

廃棄物施設・再処理施設について二度とこのような事態を繰り返さないために述べられました。なお、山浦さんは物理の専門家であり、物理学的側面(正面と言うべきかな)からも切り込みました。意見陳述書の一部を丸写しさせていただきます。

## 生越忠さんのお話

山浦さんの報告を強調するあたりで、大学、教授、行政の関係等、原発・核燃推進の学者インテリ層の腐敗が露わになりました。その後、サンフランシスコ地震にからめ六ヶ所付近の地質について大変大きな審査の問題について指摘しました。地質についての詳しい内容は、生越先生の書かれた本を参考に、次回詳しくお伝えしたいと思います。

## 伊東良徳弁護士のお話

本件裁判の特徴の一つは、生越先生の意気もあり、証人としてではなく、原告として立場で、特別に30分の時間の枠で地質について陳述してもらったこと。

裁判についての質問があれば「関東のつどい」まで郵送でお寄せ下さい。

二つには、「許可処分無効確認」と「許可処分取り消し」の2本立てであること。其本格的には、取り消し訴訟。許可処分無効確認とは、違法であることがきわめて明らかなきにつか、提訴の時期の制限がないものです。本件の場合、次のことがそれに当たります。ウラン濃縮には明文規定がない。明文規定がないものを許可出来るわけがない。明らかに違法です。原子力規制法においても「加工」とは「核燃料物質を原子力燃料として使用出来る形状、組成に処理すること」と定義されており、同位元素中の特定の核種の比率を高める「濃縮」は含まない。なお、裁判の感趣から、今のところ原告適格については問題になっていない。

山浦元さんの意見陳述書より、同氏の許可を得、一部を抜粋させていただきます。

(i) 核反応現象は、一般に超高速であり、マクロの世界の1秒は、ミクロの世界では、無限大の時間に相当します。加えてミクロ世界固有の、不確定かつ急激な条件の変化を考慮すると、例えば高温、高圧の原子炉内では、予測出来ない無数の事象が、マクロ尺度の1秒間に起り得ます。それら全てを、マクロ的な「瞬間」に察知し、マクロ的装置の作動で制御できると考えること自体、狂気の沙汰なのです。出力上昇の予測と制御に失敗したチェルノブイリの核暴走は、起るべくして起つたに過ぎません。この事故が示した様に、地球規模のグローバルな生態系と、その一部としての人間に、回復不可能な傷風を残す可能性をもつ、核エネルギー利用の分野は、絶対的安全性が要求されます。いわば、「法則性」を「法則」と読み変えて、技術規定を遵守すべき対象としては、核反応の世界は、原理的、本質的に危険なのです。

(ii) 次に実験されていない実験出来ない構成要素を持つ装置は、技術規定に照らして見れば、技術論外である事は自明です。二、三の例

(a) ECCSに代表される補助装置類は、実験に失敗したのではなく、危険過ぎて実験出来ない出来なかつたと言ふべきです。虚構の「多重防護」は、安全性とは無縁であり、逆に装置全体は、巨大複雑化し危険性が飛躍的に増加します。「安全装置」の存在そのものが、運転者を混乱させ、連鎖反動的に事故の規模を拡大していったTMIの場合はその典型です。

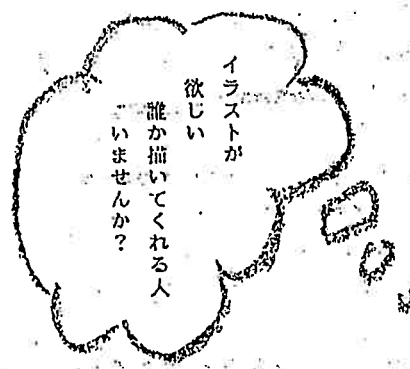
(b) 日本原子力文化振興財団のパンフ「危険な話」の誤り。石川迪夫氏が、原子炉格納容器に関して、次の様に記述しています。「仮に原子炉でチェルノブイリ事故と同じ現象が日本で発生した時に、格納容器が耐えられるかどうか、これは爆発のエネルギーを正確に計算してみないと何ともいえません」チェルノブイリ級の事故に対する

格納容器強度の実験などやれるわけがありませんが、事故から二年以上経過した時点で、机上の計算を試みる姿勢もないのです。

(c) わが国の代表的な(元)原子炉設計者、大前研一氏は、TMI事故を「事故時の操作員が狂気になるという仮定が設計思想に盛り込まれていなかったことにある」として「今の原子炉の設計はこれまでに起きた事故と、頭の中で考へ得るすべての事故に対しての考慮はなされているが、前例もなく、想像もつかないことに對しては、残念ながら予防されてはいないのである」(加算混合の発想)と述べています。事実は大前氏の錯誤に反し、もちろん操作員は「狂気」になつたのではなく、何が起つたか分らなかつた、即ち、客観的事態の把握が出来なかつたのです。また、運転操作員の判断操作は、最大限の経験と実験を要求される、技術の最重要構成部分をなす、という技術論の初歩的な常識を、殆んどわきまえていない設計者達の罷くべき水準がここに示されています。しかも

十年経つて、やつと压力容器の亀裂、炉心熔融の惨状が分り、そして最もまともな解析を行つてゐるのが、生データの入手を制限されている我が国の反原発学者の方々である、という倒錯した状況に私達は置かれてゐるのです。

このように、科学技術自体として解体している虚構の産物が、取り返しのつかない事態を引き起こし続けるのは必然であり、時間の関係でふれ得なかつた放射性廃棄物の処分を含む、核燃サイクル施設についても、大同小異であることは、当法廷で明らかにすることを確言して、陳述を終わります。



### 原告団支援の方々へ お願い

原告支援の方々、住所がわかりません。今回は八戸の原告団本部に発送をお願いしました。本部では、個人のデータは、誰に對しても公開しません。本部の活動の一助にと思つておりますが、かえつて仕事を増やしてしまひそうです。差し支えなければ、「関東のつどい」まで郵送で住所を教えてください。